



を打ち切るべきであると思うが、どうか、池田首相の率直な意見の表明を求

（批評） 次に、私は、朴軍事政権に対する政府・自民党内のきわめて危険な評価の傾向について警告し、首相の見解をただしたい。

のことあります。しかるに、自民党の大野副総裁は、さらに進んで、朴政権の軍政延長を歓迎する言動を行ない、軍政の方が、国民の反対を押えて目韓会談をまとめやすいなどと放言していると伝えられております。このことは、何でも私がここで初めて紹介するわけではない。韓国政界の大立者であり、新政黨の指導者である許政三九首

相が、去る二十一日、特に日本人記者の団と会見しました際に、「議会政治の長い歴史を持つ日本の政界人の一人が最外かつ遺憾である。日本政界人は、韓国政界人が自由主義、民主主義のため戦うことに支持と同情を寄せるべきではないか。」と憤慨し、かつ非難をしているではありませんか。（拍手）韓国国民党の口を封じ、軍事独裁政権との間に強行する日韓会議が、日韓両国国民の間の眞の友好協力とはおよそ無縁のものであることは、あまりにも明らかでないでしようか。韓国内の民主政治家の動きを非難し、軍政を賛美するがごときは、日本の民主政治そのものを侮辱し、かつての一・二六事件のようなファッショニズムへの道を歩むことであつて、みずから首を縮める言動ではないか。自民党総裁である池田首相が、与党有力者のこのような危険な言動をどう考えられ、責任をとられるのか、伺いたいのであります。

現在の大混乱を通して浮き彫りされ、明らかになつたことは、今日の韓国には全く自主性がなく、すべて米国の出先当局の顔色をうかがわすしては物事が進行しないといふみじめな実情にあるということです。朴政権当局も、これに反対する野党指導者も、すべてバーガー駐韓米國大使あるいは在韓米軍当局の意向を打診せずしては行動できない。また、たとえ一時これを無視しても、やがては政策の修正を余儀なくされるという従属的実態を露呈いたしているのであります。これでは、外に向かつて責任ある外交交渉をする能力も資格も欠陥しているといわざるを得ません。(拍手)

このことに關連して、私は、池田首相にお尋ねしたいことがあります。

朝海駐米大使は、三月十一日、ラスク米國務長官に対して、日韓交渉の現状に関する説明書を提出したといわれます。その内容は一休いかなるものか、ここで明らかにしていただきたい。朝日新聞の報するところによれば、朝海大使はこれについてわざわざ次のように弁解をしております。「日韓両国の問題を第三者である米国に伝えるのは、決して指示を仰いだり、韓國側への圧力を期待するためではなく

(拍手)日韓会談が、実は米国の極東反共軍事政策に奉仕する日米韓三国交渉であるといふ私たちのかねての判断が、この朝海大使の言動であざやかに実証されているではありませんか。その米国は、二年前に最後の切り札としてかつぎ出した朴政権が、腐敗と無能ぶりを暴露して崩壊し始めた今、どう事態を收拾すればよいか、考え方ぐねているようであります。その米国の意向と方針が明らかにならない限り、日本政府もまたどう対処してよいのかわからぬで、依然として、会談はこぢらから打ち切る気はないとの一点張りでござまではかはない醜態をさらけ出しているのであります。(拍手)私は、池田首相が世界の大國をもつて任じられるのであるならば、米国の顔色をうかがうことなく、きせんとして米国の対韓国政策の誤りを指摘し、日韓会談の即時打ち切りを今こそ内外に宣明さるべきだと思うが、どうか、首相の明ります。私は、この弁解そのものが、最も雄弁に日韓会談の本質を告白しているものだと思うのであります。

(拍手) 確な決意を伺いたいのであります。

最後に、私は、それでもなお政府が会議の続行を固執するというのであれば、重大な疑惑を提起せしにはおれなりであります。

韓国の各新聞の報道によりますと、韓国政情の目をおおう大混乱の中に、日本財界の対韓經濟進出は着々と進んでいますと伝えられております。たとえば金鍾泌と日本政界人を結ぶパイプとなつたといわれる在日某韓国人は、韓國の永登浦にありました紡績施設を、朴軍事政権から前例のない特權的条件で払い下げを受け、昨年末の大野訪韓と前後して、日本から技術、施設を持ち込み、また、管理職員約四十名の日本人まで引き連れて乗り込んでおります。この紡績工場は本年二月に操業を開始したのでありまするが、幹部はすべて日本人で占められ、工場における常用語は日本語でやつてゐるといふ。かくて韓国内では、これこそ日本の經濟侵略の見本であるとの批判が高まつて参り、今、韓国人工員のストライキが起つていてると報せられています。また、日本商社の進出も目ざましいものがあり、これら業者の圧力に押されて、政府は今延べ

払いなど実質上の経済援助をどんどん進めているではありませんか。

一体、韓国の経済事情は今どうなっているのか。軍事政権下にあって、悪性インフレはいよいよ高進し、外貨準備はほとんど底をつけ、春の端境期には絶糧農家の続出は火を見るより明らかであります。ほとんど近代国家としての経済の形をしていないというほかはありません。このような破産同様の韓国に対して、そろばんにさとい商社、業界の人たちが、なぜ先を争つて経済進出を行なっているのか。当面の利益収奪を急ぎ、その元が取れないとなれば、すべて日本政府が朴軍事政権との間にやみ取引した五億ドルで帳りを見てもうえるといら安易な気持に立つてゐるのではないか。いわば韓国国民大衆と日本国民大衆の犠牲において五億ドルといら国民の血税を食いつぶそぞうといふからくりではないのか。

(拍手) そうであればこそ、朴軍事政権が、いかにその反民主的、非合法的、ファッショ的模相を露骨にしようとも、また、韓国がいかに政治的、経済的崩壊の道をたどろくとも、大平・金密約の五億ドルにしがみつかざるを得ないのではありますまい。一体、この五億ドルがどぶに捨てる金にならないと

いう保障がどこにあるのか。また、朴軍事政権を否定する新しい韓国の支配勢力が確立したときに、この五億ドルの約束はなお有効であるのか。どんな事態になつても、五億ドルだけは既成事実として残り、もしこの約束に変更があるとすれば、それは増額される变更ばかりということになるのではないか。池田首相の明快な説明を願いたいのです。

日韓会談は、今や、私どもが再三にわかつて警告した通り、民主主義と国民的利益を犠牲にして、ひたすら反共軍事体制の強化と、これに便乗した日本の経済進出以外の何ものでもないことが明らかになりました。

私は、重ねてここに、会談の即時打ち切りを要求するとともに、もし大平外相に、真に日韓両国民の友好親善を求める誠意と一片の政治的良心ありとするならば、いさきよくみずから進んで引責辞職すべきことを勧告して、質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答え申します。日韓両国の国交正常化は、日韓両国民の熱望するところでござります。従いまして、政府は、この民意に沿うべく、できるだけ早い機会に正常化の実現に向かつて邁進いたしておる所存であります。およそ外交交渉は、そのときどきの合法政府を相手として話合いを行なうべきでございまして、日本政府独自の考えで日韓交渉を進めその合法政権が軍事政権なりやいな

ます。また、朝海大使と米国政府との話し合いにつきましては、外務大臣よりお答えさせることといたしますが、私は、答えさせることといたしますが、私は、間でございまするが、民間におきましまして、日本政府の經濟人が貿易交渉をしておられます。また、從来日本政府は、今年の夏に軍政が民政に移管することを条件として交渉しているのであります。また、從来日本政府は、とすることは、通常の民間經濟協力であります。従つて、今問題になつておられる、やめるといふ考えは毛頭ございません。これははつきり申し上げておきます。従つて、今軍事政権が延長云々の問題があつたから交渉を中絶する、やめるといふ考えは毛頭ございません。

○國務大臣(清瀬一郎君) 以上で緊急質問につきまして、いろいろ御質問がござります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) お答え申します。〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(重政誠之君) 甘味資源特別措置法案につきまして、その提案趣旨を御説明申し上げます。

甘味資源の生産の振興につきましては、昭和二十八年以来て、ん菜生産振興臨時措置法に基づき、寒地におけるん菜の生産振興のための措置を講じてきましたところであり、また、昭和三十年には甘味資源自給力強化総合対策として、国内産糖製造事業の自立基盤を確立するため、砂糖の関税及び消費税

○議長(清瀬一郎君) 以上で緊急質問並びにこれに対する答弁は終わりました。

の振りかえを行なうとともに、日本でん菜振興会を設立して試験研究の拡充強化をはかる等の諸般の措置を講じてきましたところであります。

寒地でん菜につきましては、近年天候その他の理由によつて若干停滞の気味にあるものの、今後の伸長を期待しうるものがあり、西南諸島における甘味及び甘しゃ糖、でん粉を原料とするぶどう糖についても急速な生産の伸長があり、さらに暖地にあつてもてん菜作の導入の試みがなされてきているところであります。

この間にあつて甘味資源作物の導入がその農業經營の改善と農家所得の安定に果たした役割は、寒地でん菜にあつてはその耐寒性作物であることと畜産との有機的結合による輪作体系の合理化によつて、また、さとうきびに入れ等の措置を講ずることにより、農要な商品作物として、それそれまであります。

従つて、今後におきましても、農業經營の改善と農家所得の安定のためには、その地域における生産を振興する必要とされる適地におきまして、これら甘味資源作物の生産を振興して、参ることが必要であり、また、こ

れとあわせてその甘味資源作物を原料とする砂糖類製造事業につきましても、その健全な発展をはかるべきこと

は言ふを待たないところであります。他方、農産物についても今後国内生

産保護のための所要の措置を講じて可能なものについては、できる限りすみやかに輸入自由化を行なうことが要請されおりまし、また、消費者の立場を十分考慮することも必要であると考えられるのであります。

以上の諸点を十分配慮し、今後における甘味資源対策の基本として、本法案を制定いたしまして適地におけるてん菜及びさとうきびの生産を振興するとともに、てん菜糖工業、甘しゃ糖工業及びぶどう糖工業の健全な発展をはかるため、所要の生産奨励、政府買入れ等の措置を講ずることにより、農業經營の改善と農家所得の安定及び国

事からも指定の申し出をすることがあります」といたしております。

第三に、生産振興地域の区域内における甘味資源作物の生産振興とてん菜糖工業及び甘しゃ糖工業の健全な発展を確保するため、その地域内における製造施設の設置及び変更につき、農林大臣の承認制をとることとしております。

第六に、甘味資源に関する重要な事項を調査、審議するため、農林省に甘味資源審議会を設置することとしたておりま

す。

第五に、甘しょ及び馬鈴しょの需要の確保をはかるため、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるときは、ぶどう糖製造事業者からぶどう糖の政府買入れを行なう制度を設けております。

第七に、本法の附則によりまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、同

会計に砂糖類勘定を設けて損益の明確化をはかることといたしております。

以上がこの法律案の主要な内容でござります。

以上をもちまして甘味資源特別措置法案の趣旨説明といたす次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 法律案提出者芳賀君。

〔芳賀君登壇〕

○芳賀君 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案につき、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源といつましても、てん菜を原料として製造したてん菜糖、甘しゃを原料として製造した甘しゃ糖及び馬鈴しょを原料とするでん粉から製造したぶどう糖等であります。その生産量は、昭和三十七年度において、てん菜糖十六万トン、甘しゃ糖六万トン、ぶどう糖六万トンで、合計二十八万トンであり、これに沖縄で生産された甘しゃ糖十四万トンを加えて四十二万トンであり、国内需要量百六十五万トンの一五%にすぎ

ず、毎年百二十万トン以上を輸入に依存している状態であります。これら甘味資源のうち、てん菜糖について、北海道における寒地農業の重要作物として昭和初年から奨励せられ、砂糖の自給化政策の一環として、昭和二十七年にはてん菜生産振興臨時措置法が制定され、今日に至っているわけであります。次に、甘しあの生産につきまして、奄美諸島及び沖縄における重要な作物であり、その農家所得の中に占める比重はきわめて大きいものがあります。さらに、ぶどう糖の生産につきましては、甘しあ、馬鈴薯需要の確保の見地からも大いに振興する必要があることは論を待たないところであります。

政府は、昭和三十四年に甘味資源自

給力総合対策を決定し、十カ年後の昭和四十三年度における砂糖類の総需要量を百五十二万トンと推定して、てん菜糖については北海道三十万トン、府県十万トンで四十万トン、甘しあ糖については、奄美諸島六万トン、沖縄十四万トンで二十万トン、ぶどう糖については十五万トンで、合計七十五万トンの生産目標を立て、自給度五〇%の達成を目指したのであります。

しかし、その後、この長期計画の実施状況は不振をきわめ、すなわち、北海道のてん菜については、昭和二十七年度の計画面積五万三千ヘクタールに対し、作付面積は八三%の四万四千ヘクタールであり、てん菜糖の生産目標二十万トンに対し七〇%の十四万トンと大きく下回っている実情であります。また、府県のてん菜糖については、三十七年度の生産目標十万トンには、三十九年の一万三千トンという状況であります。しかるに、国内における砂糖類の需要の増加は著しく、三十七年度においては百六十五万トンと見込みの百五十二万トンをすでに大きく上回っている現状であり、今や長期計画そのものを全面的に改定すべき事態に直面しているのであります。

このようないかん資源の生産不振につきましては、政府の長期計画の策定がさしつかんでいたことはもちろんでございましたが、この計画達成のための施策に積極性を欠き、ことに畠地改良等の生産基盤の整備の立ちおくれ、てん菜糖の自由化について、政府の方針には明確な根拠がなく、単に自由化率九〇%達成のため、甘味資源の保護対策を犠牲にするかの態度が濃厚であります。しかも、わが国の砂糖価格は世界最高の価格であり、その主たる原因は税の過重によるものであります。すなわち、砂糖一キログラム当たり關税

が四十一円五十銭、消費税二十一円を含む六十二円五十銭であり、このには、製造業者は、原料不足による砂糖のコスト高で経営難に陥り、生産農家は、原料価格が安いため生産意欲が減殺されている実情であります。また、府県においても、政府の呼びかけにこなえててん菜糖製造に乗り出した民間会社も、原料不足により、大分のてん菜工場のときは操業中止のやむなきに至り、生産農民及び会社の損失はもちろのこと、曬地てん菜生産の前途に暗影を投じている状態であり、かかる結果を招來した政府の施策の失敗に国民の批判は痛烈であります。政府としては十分反省せられるべきであります。

しかるに、最近における政府の甘味資源対策を見ると、輸入砂糖については、現行の外貨割当制を廃して自由化の実施を急いでいる模様であります。砂糖の自由化について、政府の方針には明確な根拠がなく、単に自由化率九〇%達成のため、甘味資源の保護対策を犠牲にするかの態度が濃厚であります。しかも、わが国の砂糖価格は世界最高の価格であり、その主たる原因は税の過重によるものであります。すなわち、砂糖一キログラム当たり關稅

行せんとする意図については、国民大衆の立場からも理解に苦しむところであります。現に北海道においては、

昭和三十八年三月二十六日 衆議院会議録第十七号 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案についての芳賀貢君の趣旨説明

あります。わが党としましては、甘味資源の生産振興と糖業の発展を国の方針として積極的に進めるためには、砂糖の自由化は行なうべきでない旨を、ここに明らかにしておくものであります。

翻つて、欧米諸国における砂糖政策

の現状を見ると、輸入を自由化してい

る実例は全く少なく、あるいは政府輸入の制度をとり、あるいは輸入割当

制、高率関税等の措置を講じ、国内甘味資源の生産の振興に対し強力な保護

政策をもって、国内自給度の向上に努めに、すなわち、砂糖類の需給及び価格を安定させるために、政府が砂糖の輸入を行なうとともに砂糖類を管理することとし、国内のてん菜及び甘しあの生産の振興、並びに糖業経営の健全化に必要な措置を講じ、もって農業経営の改善と農家所得の安定をはかり、あわせて砂糖の自給度の向上と国民の食生活の安定に資するために、この法案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は、砂糖類需給計画の策定であるが、農林大臣は、砂糖審議会に

諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘しあ及びぶどう

糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の輸入見通し等の重要な事項について、毎

五年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づく毎年度の需給計画を



若干の質疑をいたさんとするものであります。

ます、總理にお伺いします。

による利益をいかに政府は考へておられるのですか。消費者に対し低廉な砂糖を供給するということは、現在の世界糖価の現状ではなかなか期待しえないのでないかと考へるのであります。すなわち、昨年初めまでボンド一セント六十九ないし七十であつたものが、生産の減少で七セントにも高騰しておるのであります。かかる現実を看ると、野放しに自由化するよりは、内産糖の育成をはかり糖価の安定を図ることこそ、消費者、国民大衆へのサービスではないかと考えられるのであります。これに対する總理の所信をまずお伺いいたします。

の国内自給度を見ますると、総需要量百六十五万トン、国内産糖四十二万トンで、自給度率は二五%にも達しないわけでござります。農業基本法に基づく政府の農産物の需要と生産の長期見通しによりますと、北海道てん菜の生産量は、昭和四十六年度で二百十萬トンと見込まれ、歩どまり一四三八として産糖高が三十万トン。これに、三十四年の長期計画通りにいくといなしまして、府県てん菜十万トン、ぶどう糖十五万トン、甘しあ糖二十万トンを加えた国内の総生産は七十五万トンであります。他方、需要の見通しは、四十六年度で二百二万ないし二百二十一

さらに、最も裏れる例は暖地ピートでございます。政府はやたらに奨励の太鼓をたたいたわけであります。が、その施策がきわめて不徹底であり、かつ周違つておりましたために、御承知のようすに、昨秋は大分のてん菜工場は操業を中止するのやむなきに至つております。てん菜耕作農民はこのために非常に迷惑をこうむつたことは御承知の通りでござります。しかも、このようす農民の困惑を目の前にしながらも、政府は何らこれに対する善後措置を講じておらないのでござります。私どもをして言わしむれば、このような政府の態度は、拱手傍観して暖地てん菜

新聞紙等によりますと、消費税の一  
課するつもありであるのでありますか。  
部、つまりキロ当たり五円、総額七十一  
五億円を充當する。こういうようには政  
府と与党との間で了解があるといふよ  
うなふうにも伝えられておりますが、  
これは事実でありますかどうか。ま  
た、法案にはこれらの点について明  
確にされておらないのであります  
が、将来いかなる形でこれを保証するつも  
りでありますか、そういう点も伺いた  
いのであります。また、特にこの際明  
らかにしていただきたいのは、もしと  
の七十五億を充てるといったします場合  
に、この財源の使途は、甘味資源の生

次に、農林大臣にお伺いいたしますが、第一点は、北海道におけるビートの生産計画並びに工場の新設計画についてでございます。政府は、いろいろと世間に批判がありますような経過をもって、新設工場をつくらせました。しかし、今日までの経過を見ますると、工場はできましたが、原料はない。そして、経営者は赤字で悩むし、生産農民はビートの価格がきわめて低いために生産費を償えない、非常に困つておるわけでございます。今後この工場

若干の質疑をいたさんとするものであります。  
まず、總理にお伺いします。

第一に、貿易の自由化についてであります。が、甘味資源振興対策がまだ確定せず、さらには、その振興のめどもつかないままに砂糖の自由化を行なおうとする。その真意はどこにあるのか。まずこの点を伺いたいのであります。わが党いたしましては、ただ單なる自由化率九〇%の達成のための犠牲として砂糖の自由化をする。このようないでございます。砂糖の自由化を政府はたびたび言明して参つておりますが、今後における砂糖の需要量をいかように考え、また、これに対する国内生産をどこまで持つていこうとする考え方であるのか、この点も明らかにしていただきたいのであります。巷間伝えるところでは、自民党では、三十七年度において国内甘味資源の半分を自給する、こういうつもりであるよう聞いておるわけござります。はたしてそうございましょうか。現在

六万トン、こうなつておるわけあります。国内生産で半分を確保するとするならば、約百万トンの生産を要するわけあります。が、これに対する政府の具体的な施策はどのように考えておられるのですか。単に机上計画は一応りっぱであります。その実行はなかなか容易でないのですから、これまでの実績を見ましても、たとえば昭和三十四年度にきめた甘味資源総合対策の今日までの経過を見ましても、実績が何ら上がつておらぬところがござります。

第三にお伺いいたしたいのは、国内産甘味資源振興対策についての財源措置についてでございます。わが党は、輸入砂糖を国家管理とし、その関税を免除し、その財源を生産振興に充当するというような考え方のもとに、先ほど提案説明にもありましたよろくなわが党の案を出しておるわけであります。が、政府は一体いかなる財源措置を

第四に、現在国際糖価は非常に高騰いたしておりますが、政府は、今後に於ける国際糖価をいかに考え、そして消費者家計の安定のために国内において糖価水準をどの程度に置くと考えでありますか、この点を明らかにしていただきたいと思います。わが党として、生産振興対策財源の伴わない、中身のない空手形の法案には期待ができないのでございまして、以上の四点を

次に、自由化の前提として、国内甘味資源の生産振興対策を確立することを政府はたびたび言明して参つておりますが、今後における砂糖の需要量をいかよろしく考へ、また、これに対する国内生産をどこまで持つていこうとする間伝えるところでは、自民党では、三十八年度を初年度として、十年後の四十七年度において国内甘味資源の半分を自給する、こういうつもりであるよう聞いておるわけでございます。はたしてそなございましょうか。現在の国内自給度を見ますると、総需要量百六十五万トン、国内産糖四十二万トンで、自給度率は二五%にも達していないわけでござります。農業基本法に基づく政府の農産物の需要と生産の長期見通しによりますと、北海道てん菜の生産量は、昭和四十六年度で二百六十万トンと見込まれ、歩どまり一四〇%として産糖高が三十万トン。これに、三十四年の長期計画通りにくといいたしまして、府県てん菜十万トン、ぶどう糖十五万トン、甘しあ糖二十万トンを加えた国内の総生産は七十五万トンであります。他方、需要の見通しは、四十六年度で二百二十九ないし二百二十一

るならば、約百万トンの生産を要する六万トン、こうなつておるわけあります。国内生産で半分を確保するとすれば、政府の具体的な施策はどのように考えておられるのですか。単に机上計画は一応りつぱでありますても、その実行はなかなか容易でないのであります。これまでの実績を見ましても、たとえば昭和三十四年度にきめた甘味資源総合対策の今日までの経過を見ましても、実績が何ら上がりつておらぬということがはつきりといたしておるわけござります。

さらに、最も哀れな例は暖地ビートでござります。政府はやたらに奨励の大鼓をたたいたわけですが、その施策がきわめて不徹底であり、かつ間違つてしまつたために、御承知のように、昨秋は大分のてん菜工場は操業を中止するのやむなきに至つております。てん菜耕作農民はこのために非常に迷惑をこうむつたことは御承知の通りでございます。しかも、このよくな農民の困惑を目の前にしながらも、政府は何らこれに対する善後措置を講じておらないのでございます。私どもをして言わしむれば、このような政

府の態度は、挙手傍観して暖地てん菜

思われてならないのです。この自然消滅を待つておるのかのとくに、点でも、まさに農民の農政に対する不信はますます高まつておるのでござります。

第三にお伺いいたしたいのは、国内産甘味資源振興対策についての財源措置についてでござります。わが党は、輸入砂糖を国家管理とし、その際關税を免除し、その財源を生産振興に充当するといふような考え方のもとに、先ほど提案説明にもありましたよしなわが党の案を出しておるわけであります。が、政府は一体いかなる財源措置を講ずるつもりであるのでありますか。新聞紙等によりますと、消費税の一部、つまりキロ当たり五円、総額七十五億円を充当する、こういふように政府と与党との間で了解があるといふようないふうにも伝えられておりますが、これは事実でありますかどうか。また、法案にはこれらの点については明確にされておらないのです。が、将来いかなる形でこれを保証するつもりでありますか、そういう点も伺いたいのです。が、特にこの際明らかにしていただきたいのは、もしこの七十五億を充てるといった場合は、この財源の使途は、甘味資源の生

第四に、現在国際糖価は非常に高騰いたしておりますが、政府は、今後における国際糖価をいかに考え、そして消費者家計の安定のために国内における糖価水準をどの程度に置く考え方でありますか、この点を明らかにしていただきたいと思います。わが党としては、生産振興対策財源の伴わない、中身のない空手形の法案には期待ができないのでございまして、以上の四点を総理からまず明らかにしていただきたいと思います。

次に、農林大臣にお伺いいたしますが、第一点は、北海道におけるビートの生産計画並びに工場の新設計画についてでございます。政府は、いろいろと世間に批判がありますような経過をもつて、新設工場をつくらせました。しかし、今日までの経過を見ますると、工場はできましたが、原料はない。そして、経営者は赤字で悩むし、生産農民はビートの価格がきわめて低いために生産量を償えない、非常に困つておるというような現状がはつきりと出ておるわけでございます。今後この工場

と所要原料とをマッチした計画を進め、生産の安定と同時に工場経営の安定を期するといふ点においてどのように考へておるのか。さらに、今後の新設工場の認可についてはどういう態度で望まれようとするのか、この点を明らかにしていただきたいと思うのであります。

第二の点は、今回ぶどう糖を重要農産物として指定しておるわけござります。が、この原料である甘しょ、馬鈴しょの生産対策、さらにはでん粉製造工場の合理化等についての対策が明確でないでござります。この点は、今後農民にとりましておきわめて重要な問題でございますので、この際その考え方を明らかにしていただきたいと思ふのでござります。

最後にお伺いいたしたいのでござりますが、それは、この法案の提出がどうしてこのように遅延したのか、この臨時措置法は、昨年三月三十一日で一年間の期限切れとなつて、政府はその恒久立法の準備が間に合わない、というのを考へておるところが多いのでござりますが、しかも今回また再び、まさに三月末も数日に迫つた今日になつてようやくこの法案を提案してお

るのであります。このようなことは、実際に四月二十日にてん菜の生産者価格を告示することは事実上できなつて、こういふふうにいわざるを得ないのでござります。一体これに対して政府はどうのように処置しようとするのか。また、こういふような、きわめて農民その他関係者に不安を来たすような法案の提出遅延を来たしたその責任に対しても、どのように考へておるのか、この点を明らかにしていただきたいと思ふのでござります。

以上、明確な御答弁を期待しまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、砂糖の自由化の根拠、こういふお話をございますが、われわれ自由主義經濟を建前としている者にとりましては、砂糖といわば、あらゆるものをして、砂糖といわば、あらゆるものをしてこのよろに遅延したのか、この臨時措置法は、昨年三月三十一日で一年間の期限切れとなつて、政府はその恒久立法の準備が間に合わない、というのを考へておるところが多いのでござりますが、しかも今回また再び、まさに三月末も数日に迫つた今日になつてようやくこの法案を提案してお

るのに向かつて、あるいは土地改良をやりますとか、あるいはペーポットの使用を奨励いたしますと、あらゆる方法を講じましてその生産量をふやして、十分に工場に原料が供給できるようにいたしたいと考えております。そなういたしまして、現在の工場に十分なる原料を供給してなおそりながら割当制度によつて精糖工業の合理化ができなかつたことを合理化することになりますし、またいろいろな問題は、関税政策の適切な方法によりましていろいろ不便なところを除き得ると確信いたしておるのであります。

なお、お話しの通り、今原糖の価格は非常に上がつております。二年くらいい前に対しまして三倍になつておるのではあります。しかし、この原因は、キューべの問題と、あるいは昨年のヨーロッパにおけるてん菜糖の不作の結果であつたと考へています。しかしこれはそう長くは続かないと考えております。

第一点は、北海道のビート製造工場の新設を認可する方針はどうか、こういふお話をござります。御指摘の通り、現在北海道のビート工場は九工場料ビートを供給ができるおらない。その九つの工場の中には原料不足の工場が二、三あるわけであります。そこで、私どもいたしましては、何と申しまして、ビートの生産数量をふやしまして、ビートの生産数量をふやしません。私は、砂糖価格の低廉安定と農家の所得確保、こういふ点から適当な金額をそのつど食管会計に入れまして、そなうしててん菜糖の売り払いに

が、何も七十五億円出すときまつておりません。私は、砂糖価格の低廉安定と農家の所得確保、こういふ点から適当な金額をそのつど食管会計に入れまして、そなうしててん菜糖の売り払いに

が、何と申しまして、ビートの生産数量をふやしません。私は、砂糖価格の低廉安



は、それ自体社会悪ないことも、選挙運動では罰せられることがあり得る  
のであります。このため、往々にして  
不用意のうちに違反に陥るおそれもな  
いとしないのであります。よつて、取  
り締まり当局においては、単に事後に  
おける事犯の摘発にのみ重きを置くこ  
となく、事前においても違反を犯さぬ  
よう警告を発する等、注意を喚起する  
ほどの親切さがなければならぬと存じ  
ます。

以上、簡単に本決議案の趣旨を御説  
明申し上げました。何とぞ全会一致御  
賛同賜わらんことをお願い申し上げます。  
（拍手）

---

○議長（清瀬一郎君） 討論の通告があ  
ります。「れを許します。太田一夫  
君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代  
表いたしまして、ただいま提案になり  
ました地方選挙の公明を期する決議案  
について、賛成の意見を申し述べたい  
と思います。

「三党代表じゃないか」と呼び、  
その他発言する者あり」

○太田一夫君(続) 私は、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党、三党を代表いたしまして、賛成の意見を申し述べたいと存じます。(拍手)

に残念千万と申さなければなりませ  
ん。(拍手)

答申、すなわち、政治資金の規正、連座制強化、高級公務員立候補制限等々を口辞を設けて骨抜きとしてしまったことを、反省とざんげの建前において

かえつて法の精神を疊らせるものであ  
り、時節柄、公明選挙推進の見地から

10 of 10

しとしないのであります。よつて、取り締まり当局においては、單に事後に  
おける事犯の摘発にのみ重きを置くことなく、事前においても違反を犯さぬ  
よう警告を発する等、注意を喚起するなどの親切さがなければならぬと存じ  
ます。

民主政治發展の歴史は、選挙の公明化發展の歴史であり、国民の選挙に対する期待の大小とともに、國家、国民の盛衰、興亡の歴史ともなるものであります。国民が選挙を期待し、それに大いなる希望をかけ得ることはしあわせでしたが、選挙が支配者の権

以上、簡単に本決議案の趣旨を御説明申し上げました。何とぞ全会一致御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。(拍手)

力のための儀式であつたり、国民の失望と惡徳のばつことを誘發するがこときものであるときは、國民にとつては數いがたい不幸が訪れたこととなつたのであります。

い、過去の選舉のたびごとに數を増して  
きた悪質違反の種々相を反省し、國  
民の負託と期待とにそむいたこれらの  
恥すべき事例をきびしく追及し、もつ  
て天地の間ものにも恥じぬ公明正大

事例跡を断たないのは、われわれが選挙資金についてきびしい規正を行なわはず、その運動のあり方について究明を怠り、後援会活動を野放し同様にしたあやまちに基づくことを悟るべきだと思ひます。(拍手)

とき、英断もつて選挙の理想を高く掲げ、それに支障あるものは一切芟除するという決意と対策を確立すべきであります。

○議長（清瀬一郎君） 討論の通告があるります。これを許します。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案になりました地方選挙の公明を期する決議案について、賛成の意見を申し述べたいと思います。

政治が正常であるためには、選挙が正しく行われ、政治上の争いはすべて選挙に向かって公明に集中されることが必要であります。また、世論は率直に選挙に反映し、選挙の結果はそのまま民意を公正に代表するということになるべきであります。しかし、累年の願望にもかかわらず、国民の選挙に至らせる期待はなお大きく育つに至らず、無関心に沈没する多数の脱落者や、腐敗堕落の上に醸染する多くの悪徳者を輩出してしまうことは、まことに

べきであります。  
世上、買収、供応、公務員現職者の地位利用等、悪質きわまる事前運動のうわさしきりであり、まことに日に余るものがあるにかかわらず、選舉管理委員会も取り締まり当局も、いたずらに奔命に疲れ、手の出ししようもないと譲されておることなど、国家の不面目、国民の不幸、これに過ぐるものはないといふべきでありますよ。  
それにつけても、われわれは、先国会において、選挙制度審議会の重要な

さるにまた、公務員等の地位利用の選挙運動の禁止をせつかく規定しながら、その趣旨、目的に徹底し得ず、過ぐる参議院選挙のたつた一度の実施のみにて、にわかにその威力におそれをなし、たちまちに法の解釈に大きな幅を持たせんとするがこととき動きを生じ、その禁止の効果を半減せしめるがことき解釈を行ない、地位利用の規制の内容といふ通達の中において、禁止は、無用の蛇足であるばかりでなく、

ります。この正しく、すぐれた世論とその背景をなす国民の期待を、まだ少しでも破るような愚を繰り返したくはありません。民主政治に対する信用を高める道は、候補者と政党とが眞に選挙の意義に目ざめ、進んで違反絶滅に努力を傾注し、国民大衆の信頼にこだわる選挙を行なうこと 것입니다。法がそれを許すがごときであっても、良心が許さぬ道はとらず、ましてや、合は断固として行なわず、また、行なわ

「〔三党代表〕やないか」と呼び、  
その他発言する者あり」

寄せる期待はなお大きく育つに至らず、無闇心に沈没する多数の脱落者や、腐敗堕落の上に跳梁する多くの悪徳者を輩出しておることは、まこと

目、国民の不幸、これに過ぐるものはないといふべきでありますよ。

それにつけても、われわれは、先国会において、選挙制度審議会の重要な

このとき解釈を行ない、地位利用の規制の内容といふ通達の中において、禁止除外行為を列挙したというがとときには、無用の蛇足であるばかりでなく、

それを許すが」と云ひて、良心が許さぬ道はとらず、ましてや、合法、非法、非合法されそれのこととき選挙運動は断固として行なわず、また、行なわ

しめず、議に戒めるの決意を固めるべきであります。そのためにも、選挙管理委員会は、より一層に活発な活動を展開しなければなりません。抽象的にして具体性を欠くスローガンの発表や、単なる棄権防止運動などにとどまるがこときことあつては、選挙管理委員会はその使命を忘却したといわれても抗弁の余地はないであります。國民や選挙運動関係者にそれぞれそつと具体的な事例について善惡、可否の判断、指導を行なう氣がまえと用意をなすべきであります。選挙管理委員会が公明選挙推進の中心母体となることを特に強く要請いたしたいのであります。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は全会一致可決いたしました。(拍手)  
この際、篠田自治大臣から発言を求められております。これを許します。  
自治大臣篠田弘作君。

〔國務大臣篠田弘作君登壇〕  
「國務大臣篠田弘作君登壇」  
いましては、ただいま本院において議決されました決議を尊重いたしまして、このたびの地方選挙が公明に行なわれるよう、一そらの努力をいたす所存でござります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一 地方自治法第百五十六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件

右国会に提出する。  
昭和三十八年三月十五日  
内閣總理大臣 池田 勇人

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件

通商産業省設置法第三十五条によると鉱山保安監督署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

署の設置に關し承認を求めるの規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
御承知の通り、石炭鉱山の保安を保し、災害を防止するためには、現地監督組織を整備拡充することが最も効果的であると從来から指摘されていました。よつて、今回、札幌鉱山保安監督管内の夕張、岩見沢、滝川及び釧路に、福岡鉱山保安監督管内の飯塚、田川、直方、佐賀及び佐世保にそれぞれ鉱山保安監督署を設置し、鉱山保安の万全を期そうとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を付託され、三月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑を行ない、同日、採決に付しましたところ、全会一致をもつて承認すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

| 別紙         | 名    | 称    | 位    | 置          |
|------------|------|------|------|------------|
| 夕張鉱山保安監督署  | 夕張市  | 夕張市  | 夕張市  | 夕張鉱山保安監督署  |
| 岩見沢鉱山保安監督署 | 岩見沢市 | 岩見沢市 | 岩見沢市 | 岩見沢鉱山保安監督署 |
| 滝川鉱山保安監督署  | 滝川市  | 滝川市  | 滝川市  | 滝川鉱山保安監督署  |
| 釧路鉱山保安監督署  | 釧路市  | 釧路市  | 釧路市  | 釧路鉱山保安監督署  |
| 飯塚鉱山保安監督署  | 飯塚市  | 飯塚市  | 飯塚市  | 飯塚鉱山保安監督署  |
| 田川鉱山保安監督署  | 田川市  | 田川市  | 田川市  | 田川鉱山保安監督署  |
| 直方鉱山保安監督署  | 直方市  | 直方市  | 直方市  | 直方鉱山保安監督署  |
| 佐賀鉱山保安監督署  | 佐賀市  | 佐賀市  | 佐賀市  | 佐賀鉱山保安監督署  |
| 佐世保鉱山保安監督署 | 佐世保市 | 佐世保市 | 佐世保市 | 佐世保鉱山保安監督署 |

○議長(清瀬一郎君) 日程に入ります。

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件

| 理由  | 名      | 称      | 位      | 置             |
|---|--------|--------|--------|---------------|
| 石炭鉱山の保安の確保に關する現地監督体制の整備確立を図ることの緊要性にかんがみ、今国会に通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案を提出したが、この法律の施行に伴い、札幌鉱山保安監督局に夕張鉱山保安監督署ほか三鉱山保安監督署を、福岡鉱山保安監督局に飯塚鉱山保安監督署ほか四鉱山保安監督署を設置する必要があるからである。 | 佐賀市    | 佐賀市    | 佐賀市    | 佐賀鉱山保安監督署     |
| 〔上林山榮吉君登壇〕  | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 〔報告書は本号末尾に掲載〕 |
| 〔上林山榮吉君登壇〕  | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 〔報告書は本号末尾に掲載〕 |
| 〔上林山榮吉君登壇〕  | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 上林山榮吉君 | 〔報告書は本号末尾に掲載〕 |

○議長(清瀬一郎君) 討論は終局いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件

昭和三十八年三月二十六日 衆議院会議録第十七号 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求める件

〔賛成者起立〕

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

六二二

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

法律案、右両案を一括して議題といたしました。

法等の特例に改める。

十五条の九)

条の十一)

第二条第四号中「道路標識及び道路標示」を「道路標識又は道路標示」に改め、同条第七号の次に次の二号を加える。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎殿

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を提出いたします。

案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)によつては、高速通行路を除く。」に、「」を加えます。

第一条に規定する道路をいり。以下同じ)のもつばら自動車の高速通行の用に供する部分をいふ。

七の一 高速通行路 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条

以下同じ)のもつばら自動車の高速通行の用に供する部分をいふ。

第六条第一項中「著しく停滞したことにより道路」の下に「(高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法第四十九条の四第一項に規定する自動車専用道路を除く。)」を加え、「道路における」を「当該道路における」に改める。

第九条第二項中「第二十条第一項」の下に「若しくは第七十五条の四第一項」を加える。

第十四条第一項中「耳がきこえない者の下に「及び政令で定める程度の身体の障害のある者」を加える。

第十六条に次の二項を加える。

第三章第七節中第四十二条の次に次の二項を加える。

(消防用車両の優先等)

第三章第七節中第四十二条の次に次の二項を加える。

(装備不良車両の運転の禁止等)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十三条の次に次の二項を加える。

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号、第一百二十二条)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十三条の次に次の二項を加える。

(自動車の運転の禁止等)

第三章第十二節中第六十三条の次に次の二項を加える。

(自動車の運転の禁止等)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十三条の次に次の二項を加える。

(自動車の運転の禁止等)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十三条の次に次の二項を加える。

(自動車の運転の禁止等)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。





消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第十四条 消防署の長は、消防署長とする。

消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

第十四条の二 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十四条の三 消防長は、政令で定める資格を有する者のうちから市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

第十四条の四 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する事項は、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

消防長の指揮監督を受け、消防事務に従事する。消防団の長は、消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第十四条の五 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第十五条 消防団員は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第十五条の六 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する事項は、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

消防団の組織は、市町村の規則で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外

においても行動することができる。

第十五条の二 消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

第二十条中「勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防団の幹部を置いて、市町村又は消防本部若しくは消防署のいずれかを置いて、市町村で、改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十条の規定により消防本部及び消防署を置かなければならぬものは、同条の規定にかかるらず、この法律の施行の日から起算して四年をとえない範囲内において政令で定める日までの間は、消防本部及び消防署又は消防署若しくは消防本部を置かないことができる。

この法律の施行の際現に置かれている消防本部、消防署又は消防団は、新法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく条例により置かれたものとみなし、当該消防本部、消防署又は消防団の位置、名称、管轄区域又は区域は、これららの規定に基づく条例により定められたものとみなす。

改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法（一部改正）

第一条中「第十五条の四」を「第十五条の七」に、「並びに水防法」を「水防法」に改め、「水防に從事した者に係る損害賠償」の下に「並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第八十一条第一項の規定による应急措置の業務に従事した者に係る損害賠償」を加える。

特別区の消防長は、都知事が任命する。

第十八条の二各号列記以外の部分中「都道府県は」の下に「市町村の消防が十分に行なわれるよう消防に關する當該都道府県と市町村の区域は、条例で定める。

生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

第十条中「又は水防に従事した者」を「水防に従事した者又は応急措置の業務に従事した者」に、「葬祭補償又は打切補償」を「又は葬祭補償」に改める。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際に消防本部及び消防署のいずれも置いてない市町村又は消防本部若しくは消防署のいずれかを置いている市町村で、改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十条の規定により消防本部及び消防署を置かなければならぬものは、同条の規定にかかるらず、この法律の施行の日から起算して四年をとえない範囲内において政令で定める日までの間は、消防本部及び消防署又は消防署若しくは消防本部を置かないことができる。

3 この法律の施行の際現に置かれている消防本部、消防署又は消防団は、新法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく条例により置かれたものとみなし、当該消防本部、消防署又は消防団の位置、名称、管轄区域又は区域は、これららの規定に基づく条例により定められたものとみなす。

4 改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一項（災害対策基本法第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償）に規定する部分に

車両の優先通行、装置不良車両の運転の禁止等に關する規定を整備することにより、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるうとするものであります。

篠田国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來熱心に審査を進め、特に昨日二十五日は、審査の万全を期するため、直接現地におもむき、名神高速自動車国道の実情をもつぶさに調査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存します。

本日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、

第一には、消防組織法の改正であります。その大要は、防災の重要性にかんがみ、災害の防除を消防の任務として明確に規定するとともに、灾害対策基本法に基づく地方公共団体の消防事務について、国、地方を通ずる連絡を緊密にするなど、消防庁の所掌事務について補足を行ない、また、市町村の消防体制の充実強化をはかるため、一定規模以上の市町村には消防本部及び消防署の設置を義務づけることとしたほか、都道府県は、市町村との連絡及

防に関する所掌事務について規定の整備をはかるものであります。

第二には、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の改正であります。すなわち、災害対策基本法の規定に基づき、市町村長等が災害に対する応急措置を実施するため、市町村の住民等をその業務に従事させた場合における死亡その他の事故に対しても、同基金法によつて損害補償を行なうこととするものであります。

本案は、参議院先議でございまして、三月二十日本委員会に本付託となつて、三月二十二日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査をいたしましたが、その詳細は会議録で譲ります。

本二十六日、質疑を終了、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

---

日本国とグレート・ブリテン及び  
北部アイルランド連合王国との  
間の通商、居住及び航海条約及  
び関連議定書の締結について承  
認を求めるの件

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急  
動議を提出いたします。

この際、日本国とグレート・ブリテ  
ン及び北部アイルランド連合王国との  
間の通商、居住及び航海条約及び関連  
議定書の締結について承認を求めるの  
件を議題となし、委員長の報告を求  
め、その審議を進められんことを望み  
ます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君  
の動議に御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと  
認めます。よつて、日程は追加せられ  
ました。

日本国とグレート・ブリテン及び北  
部アイルランド連合王国との間の通

題といたします。

日本国とグレート・ブリテン及び  
北部アイルランド連合王国との間  
の通商、居住及び航海条約及び関  
連議定書の締結について承認を求  
めるの件

右  
国会に提出する。

昭和三十八年一月二十九日  
内閣總理大臣 池田 勇人

日本国とグレート・ブリテン及び  
北部アイルランド連合王国との間の  
通商、居住及び航海条約及び関連議  
定書の締結について、日本国憲法第  
七十三条第三号ただし書の規定に基  
づき、国会の承認を求める。

日本国とグレート・ブリテン及び  
北部アイルランド連合王国との間の  
通商、居住及び航海条約及び関連議  
定書の締結について承認を求めるの件

理由  
政府は、日本国とグレート・ブリ  
テン及び北部アイルランド連合王国  
との間の友好關係を強化し、かつ、兩  
國間の通商關係を拡大するため、昭  
和三十七年十一月十四日にロンドン  
で、日本国とグレート・ブリテン及  
び北部アイルランド連合王国との間  
の通商、居住及び航海条約及びその  
不可分の一部をなす署名議定書に署  
名調印し、同時に日本国とグレー

第一議定書及びノルウェーと並んで、  
ブリテン及び北部アイルランド連合  
王国との間の貿易に關する第二議定  
書に署名調印した。よつて、この条  
約及び関連議定書を締結することと  
いたしたい。これが、この案件を提  
出する理由である。

## 外務大臣

ヒューム伯爵

商務大臣 下院議員

フレデリック・ジェームス・エロール

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

## 第一条

この条約が適用される締約国の領域は、

(a) 連合王国に關しては、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び第三十二条の規定に従いこの条約が適用される領域とし、

(b) 日本国に關しては、日本国の領域とする。

## 第二条

(1) 「領域」とは、締約国に關し、この条約において、

(2) 「国民」とは、自然人をいう。

(a) 連合王国に關しては、すべての連合王国及び植民地の市民、連合王国が國際關係について責任を負う領域のすべての市民並びにすべての英國保護民をいう。ただし、それぞれの場合に、第三十二条の規定に基づきこの条約を適用することができるがまだ適用していない領域に屬する者を除く。

(c) 日本国に關しては、すべての日本国民をいう。

(3) 「船舶」とは、

(a) 連合王国に關しては、この条約が適用される連合王国の領域内の港で登録されたすべての船舶をいい、

(b) 日本国に關しては、日本国籍の證明のため日本國の法令により要求される書類を備えているすべての船舶をいう。

(4) 「会社」とは、

(a) 自然人以外の権利能力を有するすべての者をいう。

(b) 締約国に關しては、この条約が適用されるその締約国領域において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての会社をいう。

(c) 他の国に關しては、その国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての会社をいう。

(1) 一方の締約国は、他方の領域をいう。

(2) 「国民」とは、

(a) 自然人をいう。

(b) 連合王国に關しては、すべての連合王国及び植民地の市民、連合王国が國際關係について責任を負う領域のすべての市民並びにすべての英國保護民をいう。ただし、それぞれの場合に、第三十二条の規定に基づきこの条約を適用することができるがまだ適用していない領域に屬する者を除く。

い。もつとも、この規定は、一方の締約国が自國の領域内におけるいずれかの場所又は地域への立入りを、國家の安全上の理由により許可された者によるものに限定することを妨げるものと解してはならない。ただし、このような制限を行なうにあたっては、他方の締約国又は他の外国の國民に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

(3) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、良心の自由及び信仰の自由を与えられる者が当該領域内に居住する場合遵守することを要求されるその者の居住の期間又はその者の雇用、自由職業、事業若しくは生業に関する条件は、その者に入国許可又は居住許可が与えられる時に課され、かつ、それが課される時その後は、それを一層制限的にするようには変更しないものとする。

制的役務、すべての種類の強制的労働並びにすべての司法上、行政上及び地方公共上の業務（陪審員に関する法律により課されるものを除く。）の強制的遂行を免除されるものとする。当該國民は、また、前記の役務又は業務の遂行に代わるすべての金銭又は物資の納付を免除されるものとする。

## 第五条

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、良心の自由及び信仰の自由を与えられる。これらの権利の行使にあたり、当該國民は公衆の道徳又は公の秩序に反しない限り、宗教上の儀式を行なうことができる。当該國民は、宗教上の目的のため、建物を造営し、かつ、維持する自由を有する。ただし、これらの建物に同種の建物に一般的に適用される法令に適合しなければならない。

(2) いのちの一方の締約国も、いすれの領域においても、他方の締約国との会社の事業遂行の条件として、その会社の理事、高級事務職員、技術者、職業的コンサルタント、監査又は株主の国籍に関する限り制限的な要件を課してはならない。

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、他の外國の会社に適用される手続による場合を除くほか、立ち入り、又は搜査してはならない。

(2) 一方の締約国は、また、他方の締約国に關しては、死亡登録並びに埋葬及び火葬に關する一般法令並びに当該領域の当局が定める無差別的な衛生上又は医療上の要件に従うことを条件として、埋葬又は火葬のために設置された場所で、その宗教上の慣習に従ふべきことを許される。

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、他の外國の国民より不利でない条件で、あらゆる適法な雇用、自由職業、事業又は生業に從事することを許される。

(2) 一方の締約国は、刑事訴訟に關連して又は他の理由によつて、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、他の外國の国民及び会社は、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

(2) 一方の締約国は、刑事訴訟に關連して又は他の理由によつて、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

## 第七条

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

(2) 一方の締約国は、刑事訴訟に關連して又は他の理由によつて、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

よろに抑留されている間、その者は、相当なかつ人道的な待遇を受け、また、その財産は、法の正当

約の領域内において、軍隊、民間防衛隊又は警察におけるすべての強

制的役務、すべての種類の強制的労働並びにすべての司法上、行政上及び地方公共上の業務（陪審員に関する法律により課されるものを除く。）の強制的遂行を免除されるものとする。当該國民は、また、前記の役務又は業務の遂行に代わるすべての金銭又は物資の納付を免除されるものとする。

第六条

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、他の外國の会社に適用される手続による場合を除くほか、立ち入り、又は搜査してはならない。

(2) 一方の締約国は、また、他方の締約国に關しては、死亡登録並びに埋葬及び火葬に關する一般法令並びに当該領域の当局が定める無差別的な衛生上又は医療上の要件に従うことを条件として、埋葬又は火葬のために設置された場所で、その宗教上の慣習に従ふべきことを許される。

(1) 一方の締約国は、他方の締約国に關しては、他の外國の国民及び会社は、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

(2) 一方の締約国は、刑事訴訟に關連して又は他の理由によつて、他方の締約国に關しては、その身体及び財産に対する不當のかつ完全な保護及び保障を享する。

よろに抑留されている間、その者は、相当なかつ人道的な待遇を受け、また、その財産は、法の正当

な手続によらなければ処分されない。

(3) 一方の締約国の国民及び会社で他方の締約国の領域内において犯罪につき訴追されたものは、他方の締約国の国民及び会社又は他の外國の国民及び会社と同一の条件でかつこれと同一の限度において、その裁判に関する権利及び特権で当該領域の法令に基づいて認められるすべてのものを享有するものとする。これらの国民及び会社は、不当に遅滞することなく公開の裁判を受ける権利を有する。

ただし、この規定は、国家の安全、公共の秩序若しくは公衆の道徳のため又は児童及び青少年の保護のために、裁判の全部又は一部を非公開とすることを禁ずるものではない。

(4) 一方の締約国の国民及び会社は、自己の権利の確認、行使又は擁護のため、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の

統において弁護士又は代理人として行動する資格のある者の中から自分が選んだ弁護士又は代理人を用いる自由を有する。前記の規定を害すことなく、これらの国民及び会社は、他方の締約国の国民及び会社又は他の外國の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受する。

(5) 一方の締約国の国民は、刑事訴訟を除くほか、他方の締約国の領域内の裁判所又は審判機関の手続を当該国民が理解することができるのである限り、その裁判所又は審判機関が承認する通訳の用語以外の言語により当該国民がみずから行ない又は当該国民のために行なわれる口頭の陳述、証言又は弁論をその手続の用語に通訳させる自由を有する。

(6) この条に定めるすべての事項に

一方の締約国の国民は、刑事訴

訟を除くほか、他方の締約国の領

域内の裁判所又は審判機関におけるすべての手続において、その裁

判所又は審判機関が承認する通訳

にその裁判所又は審判機関の手続

を当該国民が理解することができるのである限り、その手

続の用語以外の言語により当該國

民がみずから行ない又は当該國

のために行なわれる口頭の陳述、

証言又は弁論をその手続の用語に

通訳させる自由を有する。

(7) 一方の締約国の国民に対し他方

の締約国の領域内の裁判所におい

て、当該国民は、訴訟手続の用

語に対する知識が訴訟手続を理解

する上に不十分であるときは、妥

当な賃費が支払われることを留保

して、通訳に訴訟手続を当該国民

が理解することができる言語に通

訳させる権利を有する。ただし、

裁判所が訴訟手続のいずれかの部

分の通訳を正義に反することなく

省略することができるとき認め、か

つ、当該国民又はその弁護人が異議を申し立てない場合は、この限

りでない。いかなる場合にも、訴

訟手続の用語以外の言語による口頭の陳述、証言又は弁論は、妥当な経費が支払われることを留保して、通訳により、訴訟手続の用語に通訳される。

(8) この条に定めるすべての事項に

一方の締約国の国民及び会社に

つき、一方の締約国の国民及び会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の国民及び会社又は他の外國の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を享受する。

(9) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(10) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(11) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(12) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(13) 一方の締約国の国民及び会社で

おける居住者でないものは、当該

領域内の施設でそれらの者の事業

活動に用いられているものに帰せ

られる所得に關し、当該他方の締

約国の国民及び会社で租税に關し

のが同様の所得に關し課される租

税又はこれに關連する要件とは別

個の又はそれよりも重い租税又は

それよりも重い支払を行なうこと

を要求されない。さらに、一方の

締約国の国民は、他方の締約國の

領域内において、他方の締約國の

国民又は他の外國の国民と同一の

条件でかつこれと同一の限度にお

いて、無料の法律扶助及び訴訟費

のために行なわれる口頭の陳述、

証言又は弁論をその手続の用語に

通訳させる自由を有する。

(14) 一方の締約国の国民に対し他方

の締約国の領域内の裁判所におい

て、当該国民は、訴訟手続の用

語に対する知識が訴訟手続を理解

する上に不十分であるときは、妥

当な賃費が支払われることを留保

して、通訳に訴訟手続を当該国民

が理解することができる言語に通

訳させる権利を有する。ただし、(6)の規定は、いずれか一方の締約国の領域内において他の外國との二重課税の回避及び脱税の防止のための協定によつてのみ与えられる租税に関する特別の利益には適用されない。

(7) (6)の規定は、いずれか一方の締約国の領域内において他の外國との二重課税の回避及び脱税の防止のための協定によつてのみ与えられる租税に関する特別の利益には適用されない。

(8) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(9) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(10) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(11) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(12) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(13) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(14) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(15) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(16) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(17) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(18) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(19) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(20) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(21) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(22) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(23) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(24) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(25) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(26) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(27) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(28) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(29) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(30) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(31) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(32) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(33) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(34) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(35) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(36) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(37) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。



(b) 当該他方の締約国の領域への  
产品的輸出  
に關し、割当てが行なわれ又は許可  
証が發給されるに先だつて満たさ  
なければならぬ条件又は従わな  
ければならない手続は、他の外国  
の場合に割当てが行なわれ又は許  
可証が發給されるに先だつて満たさ  
なければならない条件又は従わ  
なければならない手続よりも重い  
ものであつてはならない。

(5) 前諸項に定める一般的規則は、  
いずれか一方の締約国による次の  
いずれかの措置の採用を妨げるも  
のと解してはならない。ただし、  
それらの措置を恣意的な方法で適  
用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は  
健康の保護のために必要な措置  
(b) 麻薬類の國際管理に關連する  
措置

(c) 關稅及び貿易に關する一般協  
定の締約国に提出されかつ同  
締約国によつて否認されなか  
つた基準に合致する政府間商品  
協定又は同締約国に提出され  
かつ同締約国によつて否認さ  
れなかつた政府間商品協定のい  
ずれかに基づく義務に従つて執  
られる措置

(6) (1) (2) 及び(4)の規定は、一方の  
締約国が國際通貨基金の加盟國で  
あるときは、当該一方の締約国  
が、いかなる領域内においても、  
他方の締約国から輸入を制限し又  
は同領域以外の領域へ輸

出を振り向けるための措置を、經  
常的國際取引のための支払及び資  
金移動に対し國際通貨基金協定に  
基づいて當該時に課することがで  
きる制限と同等の効果を有するよ  
うな方法で、執ることを妨げるも  
のではない。ただし、この規定に  
基づいて執られる措置は、他方の  
締約国の商業上若しくは經濟上の  
利益に対し不必要的損害を与える  
は他の外國と比較して當該他方の  
締約国に対し恣意的な若しくは不  
當な差別待遇の手段となるよりな  
方法で、適用してはならない。

(7) いすれの一方の締約国も、いす  
れか一方の締約国を輸入し  
又は輸出する者がその產品をいす  
れか一方の締約国の保險業者の海  
上保険に付することを妨げる差別  
的措置を執つてはならない。

第十八条

(1) 両締約国は、内國稅その他の内  
國課徵金と、產品の国内における  
販売、販売のための提供、購入、  
輸送、分配又は使用に影響を及ぼ  
す法令及び要件と、特定の数量又  
は割合による產品の混合、加工又  
は使用を要求する内國の數量的規  
則では、その適用を受ける產  
品の特定の數量又は割合が自國の  
領域又はいすれかの外國を原產地  
とすることを直接に要  
求するものを設定し又は維持して  
はならない。

(2) (1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、商  
業的再販売のため又は商業的販賣  
を目的とする貨物の生産に使用す  
るため購入されるのではなく政府  
の使用のため購入される產品の政  
府機関による調達を規制する法令  
又は要件には、適用しない。

(6) (1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、い  
すれの締約国がその領域内の生産  
者のみに對して補助金を交付する  
ことをも妨げるものではない。こ  
の補助金には、(1)、(2)、(3)及び(4)

(3) 一方の締約国の領域を原產地と  
する產品で他方の締約国の領域に  
輸入されたものには、当該他方の  
締約国の領域内において、  
国内における販売、販売のための  
提供、購入、輸送、分配又は使用  
に影響を及ぼすすべての法令及び  
要件に關しては適用しない。ただ  
し、この場合、一方の締約国の領  
域を原產地とする同様の產品に  
は、他方の締約国も、いす  
れか一方の締約国を輸入し  
又は輸出する者がその產品をいす  
れか一方の締約国の保險業者の海  
上保険に付することを妨げる差別  
的措置を執つてはならない。

第十九条

(1) この条約のいかなる規定も、千  
九百三十四年六月二日にロンドン  
で改正された工業所有権の保護に  
關する千八百八十三年三月二十日  
のパリ同盟条約の規定又はその後  
に改正されたその規定が両締約國  
の間で効力を有する限り、これら  
の規定によりいすれか一方の締約  
國が他方の締約国に對して負う義  
務を免れさせると解してはな  
らない。

(2) 前項の規定を害することなく、  
一方の締約国の國民及び會社は、

(1) 一方の締約國の領域内において、  
工業所有権の保護に關し、當該他  
方の締約國の國民及び會社に与え  
られる待遇よりも不利でない待遇  
を與えられる。

第二十条

(1) 一方の締約國の船舶は、特に、  
放されているすべての港、水域  
及び場所に自由に出入する權利  
を有するものとする。

(2) 他方の締約國の領域内におい  
て、國際間の通商及び航海に開  
かれ、一方の締約國の船舶並びにそ  
の旅客及び積荷は、他方の締約國の領域内  
において、當該他方の締約國の船  
舶、旅客及び積荷又は他の外國の  
船舶、旅客及び積荷に与えられる  
待遇よりも不利でない待遇を與え  
られるものとする。當該一方の締  
約國の船舶並びにその旅客及び積  
荷は、當該他方の締約國の船舶、旅  
客及び積荷又は他の外國の船舶、  
旅客及び積荷に与えられるすべて  
の權利、自由、特典、特權、免除  
及び除外を與えられるものとし、  
また、それらの船舶、旅客及び積  
荷に關して同様の状況において課  
される關稅、課徵金、租稅その他の  
のいかなる種類又は名稱の賦課金

とも別個の又はそれよりも重い関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金をも課されることはない。

(3) いすれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶がいすれか一方の締約国の領域若しくは他の地域への又はそれらの領域若しくは地域からの旅客又は積荷の輸送に参加することを妨げるような方法で、為替制限を行なつてはならない。

(4) 両締約国は、自國の領域内の海港の使用に対して課されるすべての手数料及び課徴金並びにその海港のすべての条例及び規則が実施されるに先立ちその適切な公表を行なうこと並びに各海港で港務当局が前記の手数料及び課徴金の一覽表並びに前記の条例及び規則の写しをすべての関係者による閲覧のために開放しておくことを確保しなければならない。

(5) この条の規定は、内水航行又は沿岸貿易若しくは内水航行の場所へ又は通し船荷証券を有する積荷の沿岸貿易若しくは内水航行の場所への若しくはその場所から通し切符を所持する旅客事することができる。ただし、當該船舶は、當該他方の締約国が自國の船舶箇限内にある二港間の輸送に從事することとする。ただし、當該船舶は、當該他方の締約国が自國の船舶を用いるすべての援助及び保護を受ける権利。

(1) 一方の締約国の船舶で荒天その他理由によりやむを得ず他方の締約国領域内に難船するものは、當該他方の締約国が船舶又は他の外國の船舶に対し同様の状況において課される関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金よりも高額の関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金をも支払うことなく、當該領域内において修理を行なう場合に於て、修理費を負担するものとす。もつとも。

(2) 一方の締約国領域内において他方の締約国が船舶が難船し、座礁し、遭難し、又は救援作業を必要としているときは、その船舶は、次の権利を有する。

(a) 當該一方の締約国が自國の船舶又は他の外國の船舶に対して与えるすべての援助及び保護を受ける権利。

(b) 當該船舶が必要と認める作業をいかなる国籍の救助用その他船舶にも依頼する権利。

(b) 一方の締約国が船舶は、沿岸貿易若しくは内水航行の場所で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又はその場所へ向かう旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国領域内のいずれかの港から他の港に航行することができる。

輸送を認める許可を得なければならぬ。また、一方の締約国が船舶は、沿岸貿易若しくは内水航行の箇限外の場所で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又はその場所へ向かう旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国領域内のいずれかの港から他の港に航行することができる。

## 第二十一条

一方の締約国が船舶で荒天その他理由によりやむを得ず他方の締約国領域内に難船するものは、當該他方の締約国が船舶又は他の外國の船舶に対し同様の状況において課される関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金をも支払わざることはない。ただし、當該

領域の当局は、適当と考える場合には、これらの物品に関する歳入の保護のため担保を要求することができる。

(3) 前諸項の規定は、航行に対する障害若しくは危険となり若しくはなるおそれがある一方の締約国が船舶から回収された財産の除去又は売却を許可する他方の締約国が船舶を除外するものではない。ただし、一方の締約国が船舶は、他方の締約国領域内において、前記の法令に基づき、當該他方の締約国が船舶又は他の外國の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

## 第二十二条

(1) この条約のいかなる規定も、千九百三十三年十一月三日にジエネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約の規定、一千九百五十二年十一月七日にジエネーヴで署名された商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約の規定又はその後に改正されたこれらの条約の規定が両締約国間で効力を有する限り、これららの規定によりいすれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせると解してはならない。

## 第二十三条

(2) 締約国は、自國の領域を通過する手荷物及び貨物並びに船舶その他の輸送手段について、適当な税関で手続を執らなければならないこととすることができる。

(3) 締約国は、自國の領域を通じて他の輸送手段について、適当な税関で手續を執らなければならないこととすることができる。

(4) 一方の締約国が他方の締約国との締約の領域に向かい又はその他の締約の領域に向かい又はその他の輸送手段を用いて、適當な税法を遵守しなかつた場合を除くほか、その法令の遵守を確保するため必要な最小限度をこえて遅延させ又は制限してはならず、また、輸送料金又は通過に伴う行政的経費若しくは提供された役務の費用に相当する課徴金を除くほか、関税及びすべての通過税その他の締約の領域に向かい若しくはそこから来る通過運送について課し又は施行するすべての課徴金又は規則は、

(c) 必要な場合には當該船舶の積荷、設備その他の積載物を陸揚げし、又は積み替える権利。これららの積荷、設備その他の積載物が當該一方の締約国領域内における使用又は消費のため引き渡された場合を除くほか、これららのものにつき、関税、課徴金、租税その他のいかなる種類又は名称の賦課金をも支払わざることはない。ただし、これらの手数料及び経費は、同様の状況において當該他方の締約国が船舶又は他の外國の船舶に関して支払われる手数料及び経費よりも高額であつてはならない。

(1) この条約のいかなる規定も、一千九百三十三年十一月三日にジエネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約の規定、一千九百五十二年十一月七日にジエネーヴで署名された商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約の規定又はその後に改正されたこれらの条約の規定が両締約国間で効力を有する限り、これららの規定によりいすれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせると解してはならない。

(2) 前項の規定を害すことなく、一方の締約国がいすれかの領域内において他の外國に与えられる商業旅行者、商品見本及び広告資料に関するすべての便益又は特權は、他方の締約国に与えられるものとする。

(3) 締約国は、自國の領域を通過する手荷物及び貨物並びに船舶その他の輸送手段について、適当な税関で手續を執らなければならないこととすることができる。

(4) 一方の締約国が他方の締約国との締約の領域に向かい又はその他の締約の領域に向かい又はその他の輸送手段を用いて、適當な税法を遵守しなかつた場合を除くほか、その法令の遵守を確保するため必要な最小限度をこえて遅延させ又は制限してはならず、また、輸送料金又は通過に伴う行政的経費若しくは提供された役務の費用に相当する課徴金を除くほか、関税及びすべての通過税その他の締約の領域に向かい若しくはそこから来る通過運送について課し又は施行するすべての課徴金又は規則は、

その運送の条件を考慮した合理的なものでなければならぬ。

(6) 各締約国は、通過に關するすべての課徴金、規則及び手続に關し、他方の締約国の領域に向かい又はそこから来る通過運送に対し、他の外国に向かい又はそこから来る通過運送に与える待遇よりも不利でない待遇を与えてなければならない。

(7) 一方の締約国は、他方の締約国がその領域を通過してきた手荷物及び貨物に対し、その手荷物及び貨物がその領域を通過しないで原産地から仕向地へ輸送される場合に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えないければならない。もつとも、いずれの一方の締約国も、直接運送が特惠税率を受ける資格の条件であるときは、この条約の署名の日に存在する直接運送の要件をいずれの領域に關しても維持することができる。

(8) この条の規定は、いずれの一方の締約国に対しても、いずれかの領域への入国を禁じられている者にその領域の通過を認めることを義務づけるものではなく、また、貨物に関しては、いずれの一方の締約国に対しても、通過の便宜の濫用を防止するため必要な又は公衆道德若しくは人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するため必要な無差別的措置を執ることを妨げるものではない。

#### 第二十四条

この条約のいかなる規定も、千九百二十三年九月二十四日にジュネーブで署名された仲裁条項に關する議定書、千九百一十七年九月二十六日

にジュネーブで署名された外国仲裁の條約を修正し若しくは補足する多數国間の協定の規定が両締約国との間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせるものと解してはならない。

#### 第二十五条

(1) この条約のいかなる規定も、一千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する一千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の規定又はその後に改正されたその規定が両締約国との間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に對して負う義務を免れさせることに關することはなく、また、同基金が特定の締約國に對して負う義務を免れさせるものと解してはならない。

#### 第二十六条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第二十七条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第二十八条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第二十九条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第三十条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第三十一条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第三十二条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第三十三条

(1) この条約のいかなる規定も、次

の待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、連合王国に對し、与えるものではない。

#### 第三十四条

この条約のいかなる規定も、國際通貨基金協定に基づくいづれの一方の締約國の義務にも影響を及ぼすものではなく、また、同基金が特定の締約國に對して負う義務を免れさせるものと解してはならない。

#### 第三十五条

(1) 第四条の規定を害すことなく、この条約のいかなる規定も、

次のことを妨げるものと解してはならない。

#### 第三十六条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又は他の諸國とともに執ること。

#### 第三十七条

(1) 特殊核物質又はその物質を製造するための原料若しくは

次のことを妨げるものと解してはならない。

#### 第三十八条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第三十九条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第四十条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第四十一条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第四十二条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第四十三条

(1) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

#### 第四十四条

掲げる領域のうち又は二以上のものにのみ、いざれかの時に与えられる待遇、特恵又は特權の享受を要求する権利を、日本国に對し、与えるものではない。

グレート・ブリテン及び北部アメリカ連合王国 カナダ連邦オーストラリア連邦 ニュージーランド連邦 南アフリカ共和国 インド パキスタン セイロン バギヤ連邦 ナイジエリア連邦 サイपラス共和国 シエラ・レオーネ タンガニイカ ドリニダード・トバゴ ウガンダ ジャマイカ ピルマ (第十六条(1)の規定に関する場合に限る。)

イギリス連邦 オーストラリア、ニュージーランド及び南アフリカ共和国

又は回復のための國際連合憲章に基づく当該締約國の義務の履行として執る措置

(b) 妥当な期間内に前記の同盟若しくは地域を形成することを目的とした協定の採択に基づいて当該一方の締約國が与える待遇、特恵又は特權の利益を他の締約國に與えることを義務づけるものと解してはならない。

(4) 第四条の規定を害すことなく、この条約のいかなる規定も、

次のことを妨げるものと解してはならない。

(a) 一方の締約國が國の安全の保護のため必要と認める措置で次

のものに關するものを單独で又

は他の諸國とともに執ること。

(b) 武器、薬草若しくは軍需品の生産若しくは取引又は當該

締約國若しくは他の外國の軍事施設に供給するため直接に若しくは間接に行なわれる他の貨物若しくは資材の生産若しくは取引

(i) 製造するための原料若しくは設備

(ii) 武器、薬草若しくは軍需品の生産若しくは取引又は當該

締約國若しくは他の外國の軍事施設に供給するため直接に若しくは間接に行なわれる他の貨物若しくは資材の生産若しくは取引

(i) 当該締約國が、戰争その他の國際關係における非常事態に際し自らの重大な安全上の利益を保護するため、必要と認める措

(ii) 当該締約國が、戰争その他の國際關係における非常事態に際し自らの重大な安全上の利益を保護するため、必要と認める措

(iii) 國際の平和及び安全の維持

基づく當該締約國の義務の履行として執る措置

(5) もつとも、当該締約国は、前記の措置がこの条約の規定にできる限り沿うものであるようにその範囲及び期間を限定するよう努めるものとする。

(6) この条約のいかなる規定も、次のものに關し、いかなる権利をも与え、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

(7) いずれか一方の締約国若しくは両締約国が当事国である国際民間航空に関するいすれかの条約又は協定に規定されている事項

(b) 文学的又は美術的著作物の著作権

(c) 実演家、レコード製作者及び放送機関の権利

第三十条

この条約の実施に關する事項についていすれか一方の締約国が行なう申入れに対しては、好意的な考慮を払ひ、また、時宜によつては相互の協議を行なうものとする。

第三十一条

この条約のいすれかの規定の解釈又は適用に關して両締約国間に生ずることがある紛争は、いすれか一方の締約国が当事国である国際司法裁判所に付託されるものとする。ただし、特定の場合において、両締約国が当該紛争をなんらかの他の審判機関に付託すること又はなんらかの他の手続によつて處理することに同意する場合は、この限りでない。

第三十二条

(1) 連合王国は、批准書の交換の時に又はその後いすれの時においても、外交上の経路を通じて、この

(2) 連合王国が修正又は留保なしにこの条約を適用する意思を有するときは、この条約は、その通告に掲げる領域に対し、その通告の日付の日の後三十日目の日から適用される。

(3) 連合王国が修正を加えて又は留保を附してこの条約を適用する意思を有するときは、両締約国は、その通告に掲げる領域に対するこの条約の適用に關連して行なおうとする修正又は留保の条項について協議するものとする。この条約は、修正又は留保の条項を定め及びそのような適用が効力を生ずるための必要な規定を設ける協定により、前記の領域に適用される。

(4) この条約の効力発生の時から六年の期間が満了した後は、いすれか一方の締約国も、適用の終了について十二箇月前の予告を与えることを条件として、(1)の規定に基づいてこの条約を適用したいすれかの領域に対するこの条約の適用を終了させることができる。

第三十三条

(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この条約は、批准書の交換の後三十日目の日から効力を生じ、その後六年間効力を存続するものとする。

条約を連合王国が国際関係について責任を有するいすれかの領域に適用する意思を書面により通告することができる。

(a) 連合王国が修正又は留保なしにこの条約を適用する意思を有するときは、この条約は、その通告に掲げる領域に対し、その

通告の日付の日の後三十日目の日から適用される。

(b) 連合王国が修正を加えて又は留保を附してこの条約を適用する意思を有するときは、両締約

には、この条約は、その終了の意

思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

(c) (2)の規定に基づいて行なわれた通告の効果は、第三十二条の規定に基づいてこの条約が適用されたいすれの領域にも及ぶものとす

る。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この条約に署名調印した。

一千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
ヒューム

F・J・エロール

署名調定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」という。)に署名するにあたり、下名の全権委員は、正當に委任を受け、

(1) 「日本國の領域」には、条約の適用上、千九百五十一年九月八日に

(2) いすれの一方の締約国も、前記の六年の期間の満了の十二箇月前に

た日本国との平和条約第三条に掲げる地域を、同地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段を他方の締約国に通告しない場合には、この条約は、その終了の意

思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

(3) (2)の規定に基づいて行なわれた通告の効果は、第三十二条の規定に基づいてこの条約が適用されたいすれの領域にも及ぶものとす

る。

(4) 第八条(2)の規定は、連合王国法第二条の規定に基づき英連邦市民の地位を保有することを請求したすべての英連邦市民又は同法第十三条(1)の規定により市民権のない英連邦市民であるすべての英連邦市民にも要当する。ただし、いすれの場合においても、第三十二条の規定に基づき条約を適用することができるがまだ適用していない領域に屬する者を除く。これに

関連し、前記のいすれの者も、それらのいすれかの部類に屬するとの確認のため旅券又はこれに代わる他の文書の提出を日本国当局により要求されることがある。

これらのいすれかの部類に屬するとの確認のため旅券又はこれに代わる他の文書の提出を日本国当局により要求されることがある。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この条約に署名調印した。

一千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
ヒューム

F・J・エロール

署名調定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約(以下「条約」という。)に署名するにあたり、下名の全権委員は、正當に委任を受け、

(1) 「日本國の領域」には、条約の適用上、千九百五十一年九月八日に

サン・フランシスコ市で署名され

た日本国との平和条約第三条に掲げる地域を、同地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段を他方の締約国に通告しない場合に、この条約は、その終了の意

思の通告が行なわれた日から十二箇月を経過するまで、引き続き効力を存続するものとする。

(2) 二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と連合王国の領域との間の協定の規定を害することなく、

(3) 第八条(2)の規定は、連合王国のいすれかの領域に關し、日本

の国民で租税に關し当該領域における居住者でないものに對し、連合王国の国民で租税に關し当該領域における居住者でないものに對して与える租税に關する人の控除、救濟及び賄済と同一のものを与えることを連合

王国に義務づけるものではない。

(4) 第八条(6)の規定は、日本国における租税の免除について、連合王国の領域の国民及び会社に對し、当該領域内において日本

の国民及び会社に与えられる待遇よりも有利な待遇を与えることを日本国に義務づけるものではない。

(5) 第八条(8)の規定は、日本国が特別の協定により他の外国の

國民に与える旅券及び査証に關する規定は、第三条(1)の規定を無効にするものと解してはならない。

(6) 第八条(9)の規定は、日本国に對する日本の法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

(7) 第十条及び第十二条(6)の規定は、日本国における土地に關する日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(8) 第八条の規定は、日本国に對して、分配される利得に対し

留保所得よりも低い率で租税を課する日本国における土地に關する

日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(9) 第八条の規定は、日本国における土地に關する

日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(10) 第十条及び第十二条(6)の規定は、日本国における土地に關する日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(11) 第十条及び第十二条(6)の規定は、日本国における土地に關する日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(12) 第十条及び第十二条(6)の規定は、日本国における土地に關する日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

(13) 第十条及び第十二条(6)の規定は、日本国における土地に關する日本の会社であつて、これらの

第三条(4)の規定は、弁理士の職業について、連合王国のいすれか

の領域が日本国民に与える待遇よりも有利な待遇を当該領域の国民に与えることを日本国に義務づけるものではない。

語及び英語により本書二通を作成した。

(1) 第二十条(5)にいう許可は、条約の署名の日におけるよりも制限的でない基礎において発給される。

(2) 一方の締約国は、第二十九条(3)の規定に依り、關稅同盟、自由貿易地域又はこれらを形成することを目的とした協定に加入する前に、その計画を、それが条約に係する限り、他方の締約国に通報するものとし、当該他方の締約国が条約から得ると期待することがありうる利益に対しその加入の条件が及ぼす影響について協議するため十分な機会を与える。当該一方の締約国は、また、加入の後は、当該關稅同盟若しくは自由貿易地域の構成又は当該協定の参加盟としての同締約国の地位と両立する限り、他方の締約国政府が条約に關係する事態の進展についていつも通報されているようにしなければならない。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易の構成又は当該協定の参加盟としての同締約国の地位と両立する限り、他方の締約国政府が条約に關係する事態の進展についていつも通報されているようにしなければならない。

F・J・エロール  
ヒューム

(3) 第十六条(1)の規定は、日本国が

貿易に関する一般協定の規定で同

協定の締約国との貿易に関する相殺

關稅又はダンピング防止税の賦課

を規制するものにおいて定められ

た事態及び条件の下で、いずれか

一方の締約国が相殺關稅又はダン

ピング防止税を課することを妨げ

るものではない。

(4) 第十六条(2)の規定は、日本国が

他の外国の領域内で連合王国の船

舶により採捕された魚類、鯨その

他の天然の海産物及び海上におい

て当該海産物から生産され又は製

造された產品と当該外国の領域を

原産地とする產品として取り扱う

自國のいすれかの領域からの

產品の輸出又は

スタークリング地域から輸出さ

れる產品の自國のいすれかの領

域の通過

を許可する条件として、その產品

に対する支払が当該領域において

施行されている為替管理に関する

規則に従つてすでに行なわれ又は

将来行なわれるとの十分な証拠を

要求することを妨げるものではな

い。

以上の証拠として、各全権委員

は、この議定書に署名調印した。

一千九百六十二年十一月十四日ロ

ンドンで、ひとしく正文である日本

われた後七日以内に協議を行なうものとする。

(2) 協議の開始後三十日以内に相互に受諾可能な解決が見いだされなかつたときは、輸入締約国の政府は、条約第十七条の規定にかかるらず、(1)にいう損害を防止し又は救済するための措置を執つてはならない。

(3) 軽輕には執つてはならない。

(4) 当該措置を必要とする特定の產品に行政上実施可能な限り限定されなければならず、かつ、受けた損害又は受けけるおそれがある損害の救済のために必要とする措置よりもきびしいものであつてはならない。

(5) (1)にいう「領域」とは、連合王国に關しては、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(チャネル諸島及びマン島を含む)をいう。もつとも、この議定書は、連合王国が國際關係について責任を有する連合王国以外の領域の連合王国市場における確立された利益を保護するため必要である場合には、適用することができる。

(6) この議定書は、批准されねばならず、また、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この議定書は、批准書が交換された後、条約の効力発生の日に効力を生ずるものとする。この議定書は、条約がその第三十三条の規定に従つて終了する時又は、それ以前においても、両政府が同意して定める時に終了する。両政府は、この議定書の必要性について再検討するため、いずれか一方の政府の要請があつたときは、いつでも協議を行なうものとする。

(7) この議定書として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

以上は、この議定書に署名調印した。

締約国の政府が最初に執つた措置

に對する代償の効果を有する措置を執つた場合には、その措置が執られた限度において、対抗措置は執らざ又は打ち切るものとする。

なお、当該一方の締約国の政

府が要請するときは、両政府は、前記の対抗措置について直ちに協議を開始するものとする。

(8) (1)にいう「領域」とは、連合王

国に關しては、グレート・ブリテ

ン及び北部アイルランド連合王

国との間の貿易關係に關する

第一議定書

日本国とグレート・ブリテン

及び北部アイルランド連合王

国との間の貿易關係に關する

第一議定書

締約国の政府が最初に執つた措置に對する代償の効果を有する措置を執つた場合には、その措置が執られた限度において、対抗措置は執らざ又は打ち切るものとする。

なお、当該一方の締約国の政

府が要請するときは、両政府は、前記の対抗措置について直ちに協議を開始するものとする。

(9) (1)にいう「領域」とは、連合王

国に關しては、グレート・ブリテ

ン及び北部アイルランド連合王

国との間の貿易關係に關する

第一議定書

日本国とグレート・ブリテン

及び北部アイルランド連合王

国との間の貿易關係に關する

第一議定書

千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
ヒューム

F・J・エロール

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する  
第二議定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の  
通商、居住及び航海条約（以下「条约」という。）を署名するにあたり、  
下名の全権委員は、正當に委任を受け、次のとおり協定した。

(1) いづれか一方の締約国が特定の産品について輸入制限を従来から継続して実施しており、かつ、他方の締約国の当該産品に対する輸入制限を突然撤廃すれば同様の産品又は直接的競争産品の当該一方の締約国の国内生産者に重大な損害を与えることとなる場合には、輸入締約国は、条約第十七条の規定にかかわらず、当該産品のうちこの議定書に従つて結ばれる協定に掲げるものに対し、同協定に定める方法及び条件に従つて、その輸入制限を引き続き実施することができる。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。外務委員長野田武夫君。  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

○副議長（原健三郎君） 委員長報告の通り承認するに付します。

本件は委員長報告の通り承認するに付します。

○副議長（原健三郎君） 採決いたしました。

書の署名調印を行ないました。

本条約は、両国間の友好関係を強化するもので、出入国、個人及び会社の事業活動、財産の取得、資本、技術の導入、輸出入等について最惠国待遇を与え、身体及び財産の保護及び保障、租税、海運等の事項について内国民及び最惠国待遇を規定し、議定書において貿易に関する最惠国待遇の例外措置を規定しております。

また、別に交換公文により、連合王国がわが国に対しガット第三十五条の援用を撤回することを約束しております。

○副議長（原健三郎君） 起立多数。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

〔賛成者起立〕

(2) 両締約国の政府は、いづれか一方の締約国の政府の要請があつたときは、いつでも、また、別段の合意がない限り年に一回以上、両締約国間における貿易の秩序ある発展を確保するため、(1)の規定に従つて結ばれる協定の実施を再検討するものとする。

(3) この議定書は、批准されなければならず、また、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この議定書は、批准書が交換された後、条約の効力発生の日に効力を生ずるものとする。この議定書は、条約がその第三十三条の規定に従つて終了する時又は、それ以前においても、この議定書に基づいて実施されるいかなる輸入制限も存続しなくなつたときは、効力を失うものとする。

○野田武夫君 ただいま議題となりました日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国と連合王国との間の通商関係は、毎年更新される貿易取り引きによつて規制されておりましたが、両国間にガット関係を設定し、相互に最恵国待遇を保障することの重要性にかんがみ、政府は、昭和三十一年以来七力年間、引き続き連合王国と通商航海条約を締結するための交渉を行なつて参りました。ようやく連合王国からガット第三十五条の援用を撤回する用意がある旨の表明もあり、案文について合意を見ましたので、昨年十一月十四日、ロンドンで本条約及びこれと不可分の一体をなす署名議定書並びに貿易

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印しました。

千九百六十二年十一月十四日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成しました。

日本国のために  
大野勝巳

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
ヒューム

F・J・エロール

○副議長（原健三郎君） 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに付します。

○副議長（原健三郎君） 採決いたしました。

書の署名調印を行ないました。

本条約は、両国間の友好関係を強化するもので、出入国、個人及び会社の事業活動、財産の取得、資本、技術の導入、輸出入等について最惠国待遇を規定し、議定書において貿易に関する最惠国待遇の例外措置を規定しております。

また、別に交換公文により、連合王国がわが国に対しガット第三十五条の援用を撤回することを約束しております。

○副議長（原健三郎君） 起立多数。

〔内閣提出〕

○副議長（原健三郎君） 起立多数。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外貨公債の発行に関する法律案、関税率法等の一部を改正する法律案、関

税定率法等の一部を改正する法律案、關

### 3 第一項に定めるもののほか、政

府は、外貨債を失つた者に対し交

付するため必要があるときは、外

貨債を発行することができる。

### 第二条 前条第一項又は第三項の規

定により発行する外貨債の利子及

びその償還により受けるべき差益

(以下この項において「利子等」とい

う。)については、租税その他の

公課を課さない。ただし、所得税

法(昭和二十二年法律第二十七号)

第一条第一項に規定する個人、法

人税法(昭和二十二年法律第二十

八号)第一条第一項第一号に掲げ

る法人又はこれらに準ずるものと

して政令で定めるものが支払を受

ける利子等については、この限り

でない。

所得税法第四十一条第二項の規

定は、前項本文に規定する外貨債

の利子で前項ただし書に規定する

政令で定めるものが支払を受ける

(省令への委任等)

### 1 この法律は、昭和三十八年四月

一日から施行する。

### 2 産業投資特別会計法(昭和二十

八年法律第一百二十二号)の一部を

次のように改正する。

### 第一条第二項中「第一条第一項」

の下に「及び外貨公債の発行に

関する法律(昭和三十八年法律

第二号)第一条第一項」を加え、

「又は同法第三条の借入金(以下

「外貨借入金」という。)」を削る。

第四条中「又は外貨借入金」及び

「又は借入」を削る。

第七条第二項第四号中「又は外

貨借入金の借入」及び「又は借入」

を削る。

第十四条中「又は外貨借入金」及

び「又は借入」を削る。

産業投資特別会計の貸付けの財源

に充てるため、予算をもつて国会の

議決を経た金額を限度として外貨債

を発行することができることとし、

利子等の非課税その他の所要の規定を

### 関税定率法等の一部を改正する

法律(明治四十三年法律第五十四号)

の一部を改正する。

### 第一条 関税定率法(明治四十三年

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

### 第五条中「第八条まで」の下に

「及び第九条の二第二項」を加え

「び」の下に「第二項並びに」を加え

る。

### 第六条中「第九条の二第一項及

び」の下に「第二項並びに」を加え

る。

### 第九条の二第一項第二号中「こ

の項」を「この条」に改め、同条第

三項中「第一項第一号」の下に「又

は第二項第一号」を加え、「別表」

を「法律により税率」に改め、同項

三項中「第一項第一号」の下に「又

は第二項第一号」を「第一項第三号」

を「法律により税率」に改め、同項

三項中「第一項第一号」の下に「又

は第二項第一号」を「第一項第一号」

### 令で定めるところにより、貨物

(一般協定第十九条3(2)の規定

による措置をとる場合には、国

及び貨物)を指定して、次の措

置をとることができる。

### 一 当該貨物につき、別表の税

率による课税のほか、当該輸

入される貨物の課税価格と同

額以下の関税を課すること。

### 二 当該貨物につき、関税及び

貿易に関する一般協定への日

本国の加入条件に関する議定

書その他これにより適用され

る一般協定に基づく条約にお

いて関税の譲許をしている場

合において、当該譲許の適用

を停止し、別表の税率(前号

の措置がとられている場合に

は、同号の関税を含む率)の

範囲内の税率による関税を課

すること。

### 第九条の二に次の二項を加え

る。

「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したときを『製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき』に改め、同項第五項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したときを「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

7 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したときを「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延坪数、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税關に納付しなければならない。

第十七条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の一 國際的な規模で開催される政令で定める運動競技会において使用される物品で政令で定めるもの

第十七条第三項及び第十七条の二第三項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

第十八条第一項中「が完了し、その完了した日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により製造されたときを『貨物について前項供したとき』に改め、同項第一号中「貨物を同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときを『貨物について前項供したとき』に改め、同項第二項中「及び第五項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のよう

うに加える。

第十三条第三項中「同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合」を削り、「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「貨物を同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に改め、同項第二項中「及び第五項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のよう

うに加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に改める。

第十九条第二項中「第五項まで」を「第六項まで及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に改め、同項第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に読み替えるものとする。

第十九条第三項中「輸出貨物製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同

出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替えるものとする。

第十九条第三項中「輸出貨物製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同

改める。

同表第一三類注①中「しょ糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び」を削り、同表第二七〇三号の品名の欄中「凝結したもの」を「ピートリッター及び凝結したもの」に改め、同表第二七〇三号の品名の欄中「凝結したもの」を「ピートリッター及び凝結したもの」に改め、同表第二

|  |   |   |
|--|---|---|
| 同表第一八一八号中  | 〔二〕 乾燥状態における純度が重量比で九五%をこえるもの                          | 〔一〕 三酸化モリブデン  |
| イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの  | 〔二〕 その他のもの  | 〔一〕 一〇%   |
| ロ その他のもの   | 〔二〕 その他のもの  | 〔一〕 無税  |
| 改める。   | 〔二〕 その他のもの  | 〔一〕 一〇%   |
| 〔二〕 三酸化モリブデン   | 〔二〕 三酸化モリブデン  | 〔二〕 一五%   |
| 同表第二九一四号中  | 〔二〕 酢酸エステル  | 〔二〕 一五%   |
| 〔二〕 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルビニル   | 〔二〕 二〇%   | 〔二〕 一〇%   |
| 〔二〕 その他のもの   | 〔二〕 一五%   | 〔二〕 一五%   |
| 〔二〕 三 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルビニル   | 〔二〕 二〇%   | 〔二〕 一五%   |
| 改め、同号の品名の欄中「及び一七アルファーヒドロキシ-二-アセトキシブレグナ-」を「一七アルファーヒドロキシ-二-アセトキシブレグナン-」に改め、「一七-二-トリオノン」を「一七アルファーヒドロキシ-二-アセトキシブレグナン-」に改め、「一七-二-トリオノン及び四-ブロム-一七アルファーヒドロキシ-二-アセトキシブレグナン-」を「一七-二-トリオノン」に改め、「一七-二-トリオノン」を「一七-二-トリオノン」に改め、同表第三四〇四号の品名の欄中「溶剤を含む」を「溶剤を含有する」に改め、同表第三五〇三号の品名の欄中「長方形のものを含み、着色又は型押しその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない」を「露光」に改め、同表第三七〇一号、第三七〇二号及び第三七〇四号の品名の欄中「長方形のもの、着色したもの及び表面加工をしてあるかどうかを問わない」を「露光」に改め、同表第四一類注17中「第七類」又は第九八〇一号に掲げる身辺用模造細貨類、ボタンその他物品を「第九八〇一号に掲げるボタンその他物品」に改める。 | 〔二〕 一五%   | 〔二〕 一五%   |
| 同表第四〇五号及び第四四一三号中   | 〔二〕 四 その他のもの  | 〔二〕 一〇%   |
| 〔二〕 四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの   | 〔二〕 一〇%   | 〔二〕 一〇%   |
| 〔二〕 五 その他のもの   | 〔二〕 一〇%   | 〔二〕 一〇%   |
| 改める。   | 〔二〕 その他のもの  | 〔二〕 一〇%   |
| 同表第五九類注4(1)中「以下のもの及び」の下に「その他のものにあつては」を加える。   | 〔二〕 ニッケルのマット、スペースその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず | 〔二〕 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のマット、スペースその他ニッケル製錬の中間生産物に限る。） |
| 同表第七五〇一号中  | 〔二〕 マット、スペースその他ニッケル製錬の中間生産物                           | 〔二〕 一五%   |
| 中間生産物  | 〔二〕 無税  | 〔二〕 一五%   |

ニッケルのマット、スペースその他ニッケル製錬の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。）、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず

〔二〕 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のマット、スペースその他ニッケル製錬の中間生産物に限る。）

同表第八一〇一号の税率の欄中「一五%」を「一〇%」に改め、同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。

〔二〕 第八条第二項及び第十一条中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

〔二〕 第六十条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税額」を「延滞税の額」に改める。

〔二〕 第八十九条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。

〔二〕 第百十二条の次に次の二条を加える。

〔二〕 第百十二条の二 関税定率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

〔二〕 第百十七条中「第百十三条规定の二」を「第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）」、第百十三条の二に改める。

〔二〕 第百十二条の二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

〔二〕 第二条から第六条まで中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め。

〔二〕 第百十七条中「第百十三条规定の二」を「第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）」、第百十三条の二に改める。

〔二〕 第七条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、同条第三項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

〔二〕 第七条の二及び第七条の三中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

〔二〕 第七条の四第一項中「同号に掲げる鉛発油」の下に「、燈油若しくは軽油」を加え、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

〔二〕 第七条の五第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

〔二〕 前項に規定する政令で定める率は、國稅納付済み原油等から本邦において製造された重油（國稅納付済みの輸入重油を混合したものも含む。）につき、國稅納付済み原油等の負担する

関税のうち一キロリットルにつき二百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

(電力業等用の重油に係る関税の特別還付)

第七条の六 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの(以下「特別事業者」といふ。)が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入重油又はこれらを混合した重油(以下「関税納付済み重油」という。)を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十九年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合において、次に掲げる要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み重油に係る関税納付済み原油等又は関税納付済みの輸入重油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額(以下「関税特別還付金」という。)をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで(以下「昭和三十八年度」という。)においてその事業の用に供するため購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。還付を受けた関税特別還付金の全額

一 当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

一 当該特別事業者の昭和三十八年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。還付を受けた関税特別還付金の全額

6 前項の規定により関税特別還付金の一部の還付を受けた特別事業者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該特別事業者から、当該各号に掲げる額の関税特別還付金を徴収する。

一 当該特別事業者の昭和三十八年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。還付を受けた関税特別還付金の全額

一 当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

一 当該特別事業者の昭和三十八年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。還付を受けた関税特別還付金の全額

同表第一八〇一号中

一 バナナ

(1) 昭和三七年四月一日から同  
年の六月四日までに輸入される  
もの

二〇%

入されるもの

一 バナナ

(+) 生鮮のもの

五〇%

三 なつめやしの実のうち乾燥のもの

七〇%

改める。第〇九〇一号の税率の欄中「二〇%」を「一〇%」に改め、同号及び同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第一〇〇一号の適次に次のように加える。

一〇〇二 大麦及びはだか麦のうち大麦

五%

一〇〇六 米

五%

二 落花生

七〇%

同表第一二〇一号中

三 菜種及びからし菜の種

五%

改め、同表第一四〇五号を削る。

四 ごま油

一五%

同表第一五〇七号中

五%

削り、同号及び同表第一五一六号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第一〇〇六号を次のように改める。調製した果実（砂糖をえたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし）他の号に掲げるものを除く。)

一〇〇六

一 砂糖をえたもの及びアルコールを含有するもの

五五%

五五%

五五%

五五%

五五%

昭和三四年

昭和三四年

昭和三四年

昭和三四年

同表第二五〇四号中

一 全重量の六〇%以上のものが

日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第一八五号）第一七条に規定する日本工業規格いう。以下同じ。）による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過す

るもの

二五二三

パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然鉱物材料のうちエメリー及びコランダム以外のもの

(1) ガーネット  
イ 誤税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

ロ その他のもの

二二二二 その他のもの

同表第二五一三号の次に次のように加える。  
二五二九 マグネサイト（焼いたものを含むものとし、精

製酸化マグネシウムを除く。）

一 マグネシャクリンカー

四 マンガン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるも

の

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以

上のもの

内でのもの

の

同表第一六〇一号中

二 その他のもの

一 パイナップル

二 その他のもの

一 パイナップル

一〇%

無税

一〇%

無税

一〇%

昭和三七年

九月三十日

を

一キログラムにつき一〇〇円

無税

一〇%

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

三月二二日

昭和三九年

を

|  |   |
|--|---|
| 四<br>マンgan鉱  | (1) マンganの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの<br>イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの<br>ロ その他のも |
| 同表第一七〇四号を削り、同表第二七一〇号の前に次のように加える。<br>二七〇九 石油(原油に限る)<br>二七一〇 石油(原油を除く)及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。) | 改める。  |

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 六 モリブデン鉱                   | (1) その他のもの<br>ロ その他のも |
| 同表第二七一〇号を次のように改める。<br>二七一〇 | 改める。                  |

|   |  |
|---|--|
| 五 潤滑油(流动パラフィンを含む)<br>ロ その他のもののうち仲業油(温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、ステレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。) | (1) 製油の原料として使用されるもの<br>ハ 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの<br>ロ その他のも |
| 同表第二七一〇号を次のように改める。<br>二七一〇  | 改める。   |

| 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)<br>イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの<br>ロ その他のもの      | (1) 製油の原料として使用されるもの<br>(これらの中の物品を原料とする製油が関税法第五六条(保税工場の許可)に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号(原料課税)の税關長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。) |
|---|---|
| 一<br>石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)<br>イ 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの<br>ロ その他のもの | 無税<br>一キログラムにつき八七八円<br>無税<br>昭和二七年九月三十日   |

に

同表第二一七一四号を次のように改める。

二二七一四 石油ピッチ、石油アスファルト、石油コーキス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物

二 石油コーキスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの

一〇% 無税 昭和三九年三月三一日

同表第二一八〇五号中 〔 削り、同表第二一八一八号を次のように改める。〕

一〇% 無税 昭和三七年九月三十日を

二 石油コーキスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの

一〇% 無税 昭和三七年九月三十日を

マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

二 その他のもののうちマグネシヤクリンカー

(1) 昭和三八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの

一〇%

無税

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの

一〇%

無税

同表第二一八一九号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表の次に次のように加える。  
二二八一〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ  
一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製鍊用のもの

五% 昭和三九年三月三一日

無税

同表第二一八一七号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

同表第二一九一六号を次のように改める。

二二九一六 ノール酸その他の單一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物

一 アルコール酸及びその誘導体 二五% 昭和三九年三月三一日  
二 酒石酸 一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日  
三 くえん酸 一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

四 くえん酸カルシウム

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

(2) その他のもの

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

五 その他のもののうちコール酸

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

六 ニトリル官能化合物

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

七 その他のもののうちイソブチロニトリル

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

同表第二一九二七号の次に次のように加える。  
二二九二七

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

同表第二一九三一号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

八 その他のもののうち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

改める。

同表第二一八二九号を削り、同表第一一八四二号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第二一八四三号、第二一八五七号及び第二一九〇二号を削り、同表第二一九〇八号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表

改める。

一キログラムにつき五六円 昭和三九年三月三一日

同表第三一〇二号を削り、同表第三一〇三号及び第三二一〇五号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三三一〇七号、第三五〇三号及び第三八〇一号を削り、同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三九〇一号及び第四一〇四号を削り、同表第四四〇五号を次のように改める。

## 四四〇五

板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材(厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)

四 ラワン、クルイン、メルサワその他ふたばがき科のもの

## 同表第四四〇五号の次に次のように加える。

四四一三 かんなかけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材(寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)

四 ラワン、クルイン、メルサワその他ふたばがき科のもの

|           |            |
|-----------|------------|
| 無税        | 昭和三九年三月三一日 |
| まで政令で定める日 | まで政令で定める日  |

|           |            |
|-----------|------------|
| 無税        | 昭和三九年三月三一日 |
| まで政令で定める日 | まで政令で定める日  |

|   |            |
|---|------------|
| 同表第七三〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇一号の前に次のように加える。 | 三五%        |
| 七一〇三 貴石及び半貴石(合成又は再生のものに限る。)                     | 無税         |
| 二 その他のもののうち水晶(人工結晶のものに限る。)                      | 昭和三九年三月三一日 |
| 一 フェロマンガンのうち昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの                | 一五%        |

10% 昭和三九年三月三一日に

同表第七三〇三号

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 二 フェロマンガン                        | 同表第七三一五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。  |
| 七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅 | 同表第七三一五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。  |
| 二 塊                              | (1) 銅(合金を除く。)のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。) |
|                                  | 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの       |
|                                  | (2) その他のもの  |
| (1) 黄銅又は青銅のもの                    | (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   |
| (2) その他のもの                       | (2) その他のもの  |
| (1) その他のもの                       | (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   |
| (2) その他のもの                       | (2) その他のもの  |

|              |            |
|--------------|------------|
| 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 二 フェロマンガン                        | 同表第七四〇二号から第七四〇四号まで、第七四〇六号、第七四〇七号及び第七四一二三号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇四号までを次のように改める。 |
| 七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅 | 同表第七三一五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。  |
| 二 塊                              | (1) 銅(合金を除く。)のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。) |
|                                  | 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの       |
|                                  | (2) その他のもの  |
| (1) 黄銅又は青銅のもの                    | (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   |
| (2) その他のもの                       | (2) その他のもの  |
| (1) その他のもの                       | (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   |
| (2) その他のもの                       | (2) その他のもの  |

|              |            |
|--------------|------------|
| 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

|              |            |
|--------------|------------|
| 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

|              |            |
|--------------|------------|
| 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| (一) ニッケルのマット、スペイクその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。)塊<br>電気めつき用の陽極を除く。)及びくず   | 二塊                         | ニッケルのマット、スペイクその他ニッケル製錬の中間生産物(粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。))塊<br>電気めつき用の陽極を除く。)及びくず   |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ロ その他のもの   | 二塊                         | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ロ その他のもの   |
| (一) ニッケル合金のもの   | 二塊                         | (一) ニッケル合金のもの   |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  | 三<br>くす                    | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  |
| (一) ニッケルの棒、形材及び線  | 三<br>くす                    | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   | 四<br>五<br>%<br>一<br>五<br>% | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   | 四<br>五<br>%<br>一<br>五<br>% | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  |
| (一) ニッケル合金のもの   | 四<br>五<br>%<br>一<br>五<br>% | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>ニッケル合金のもの  |
| ニッケルの板、帶、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むのとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のもに限る。)、粉及びフレーク  | 七五〇三                       | ニッケルの板、帶、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むのとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のもに限る。)、粉及びフレーク  |
| 一 板及び帶  | 七五〇三                       | 一 板及び帶  |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   | 三一〇%                       | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   |
| (一) ニッケル合金のもの   | 三一〇%                       | (一) ニッケル合金のもの   |
| ニッケルの板、帶、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むのとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のもに限る。)、粉及びフレーク  | 三一〇%                       | ニッケルの板、帶、はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むのとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のもに限る。)、粉及びフレーク  |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   | 三一〇%                       | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの   |
| ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手  | 七五〇四                       | ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手  |
| (一) ニッケル合金のもの   | 三一〇%                       | (一) ニッケル合金のもの   |
| (一) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六・%以上で、七十%以下のものに限る。)の管及び中空棒  | 三一〇%                       | (一) ニッケル銅合金(ニッケルの含有量が全重量の六・%以上で、七十%以下のものに限る。)の管及び中空棒  |
| イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   | 三一〇%                       | イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの   |
| ロ その他のもの  | 三一〇%                       | ロ その他のもの  |
| (2) その他のもの  | 三一〇%                       | (2) その他のもの  |
| 同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三一〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中和三八年三月三一日」を「昭和四〇年三月三一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三五年三月三一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。<br>三月三一日に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。<br>三月三一日に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。 | 三一〇〇一<br>一<br>すずの塊及びくず     | 同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三一〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中和三八年三月三一日」を「昭和四〇年三月三一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三五年三月三一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。<br>三月三一日に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。<br>三月三一日に改め、同表第七九〇一号の次に次のようになる。 |
| (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>粉及びフレーク  | 八〇〇一<br>一<br>塊             | (一) ニッケル(合金を除く。)のもの<br>粉及びフレーク  |
| (一) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク  | 八〇〇一<br>一<br>塊             | (一) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク  |
| (1) 課税価額が一キログラムにつき一三一<br>三円以上のもの  | 無税<br>昭和三九年<br>三月三一日       | (1) 課税価額が一キログラムにつき一三一<br>三円以上のもの  |
| 一キログ<br>ラムにつき<br>四〇円  | 一キログ<br>ラムにつき<br>三〇〇円      | 一キログ<br>ラムにつき<br>四五〇円   |
| 昭和四〇年<br>三月三一日  | 昭和四〇年<br>三月三一日             | 昭和四〇年<br>三月三一日  |

## (2) その他のもの

同表第八四〇一号を次のように改める。

## 八四〇一 蒸気発生ボイラ

## 一 ボイラ

(+) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもののうち蒸気の発生量が毎時六五〇トン以上のもの

同表第八四〇五号を次のように改める。

## 八四〇五 蒸気原動機

## 一 蒸気タービン及びその部分品

(+) 蒸気タービン  
 イ 出力(クロスコンバウンド型のものにあつては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの

同表第八四五五号を削り、同表第八四五二号を次のように改める。

## 八四五一 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械(電子計算機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

## 一 電子計算機械

(+) 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンタ、ライ

一キログラムにつき八〇円  
昭和三十九年  
三月三一日

一五% 昭和三九年  
三月三一日

を使用することができるもののうち、記憶容量が九六、〇〇〇字をこえる磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれとともに輸入するカード式入力機(処理速度が毎分六五〇枚をこえるものに限る)、ラインプリンター(印刷速度が毎分六〇〇行以上るものに限る)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限る)並びにこれらに附属する制御機イ、計算機本体の記憶容量が一二〇、〇〇〇字以下のもの

(+) 昭和三八年四月一日から同年一月三一日までに輸入されるもの  
 (イ) 昭和三八年一月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの

無税  
一五% 昭和三九年  
三月三一日

## (2) その他のもの

## ロ その他のもの

同表第八四五三号を削り、同表第八五〇一号を次のように改める。

(+) 出力(クロスコンバウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力)

が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの

一五% 昭和三九年  
三月三一日

これが、この法律案を提出する理由である。

一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により関税率の軽減を加える改正規定並びに第三条中

又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

第一条の規定により関税率の軽減を加える改正規定並びに第三条中

又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

第一条の規定により関税率の軽減を加える改正規定並びに第三条中

又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

最近における経済状勢の変化に対

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一

条中國税定率法第十三条、第十七

正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

第二条中國税法第八条、第十

2 改正前の國税定率法第十三条第

## 理由

右

国会に提出する。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

第三項、第十七条の二第三項、

第十八条及び第十九条の改正規

定、第二条中國税法第八条、第十

昭和三十八年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

国立病院特別会計法の一部を改

正する法律

國立病院特別会計法（昭和二十四年法律第二百九十九号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条中「積立金から生ずる収入」の下に「借入金」を、「看護婦養成費」の下に「借入金の償還金及び利子」を加える。

第七条第二項に次の一号を加える。

五 第八条の二の規定による借入金の借入れを予定する年度においては、その借入れ及び償還の

計画表

第八条の次に次の一条を加える。

（借入金）

第八条の二 この会計において、国

立病院の施設費を支弁するため必

要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることがで

きる。

前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、國

会の議決を経なければならない。

第十条の見出しを「（国債整理基金特別会計への繰入）」に改め、同条中「負担に属する」の下に「借入金の償還金及び利子並びに」を加える。

第十一条の見出し中「一時借入金」を「借入金及び一時借入金」に改め、同条中「第九条」を「第八条の二に規定する借入金及び第九条」に改め

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

國立病院の施設整備のために借入金ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業高度化資金融通特別会計法案

国会に提出する。

昭和三十八年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

第一条 中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する貸付けに関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

（管理）

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、貸付金の償還金、一般会計からの繰入金及び附属収入をもつてその歳入とし、貸付金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、一

般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第五条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分す

る。

（歳入歳出予算の区分）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

（予算の作成及び提出）

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出予定計算書を添附し

する。

（予算の作成及び提出）

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

（予算の作成及び提出）

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

（予算の作成及び提出）

第十条 この会計において、支払上年現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができ

る。（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払上年現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を

することができる。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条 この会計において、支払上年現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができ

る。（余裕金の預託）

第十一条 この会計において、支払上年現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を

することができる。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十二条 前条の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十四条 この会計においては、支払上年現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

（実施規定）

第十六条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（国債整理基金特別会計への繰入）

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第十七条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第十八条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第十九条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第二十条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第二十一条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

第二十二条 第十一条第一項の規定による一時借入金の予算から、昭和三十八年四月一日から施行し、昭和三十八年

度の予算から適用する。

（支払上年現金に余裕の繰越し）

## 四の二の三 中小企業高度化資

金融通特別会計の經理を行なうこと。

## 理 由

中小企業近代化資金助成法第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する貸付けに関する政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大藏委員長白井莊一君。

## 〔報告書は会議録追録に掲載〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、外貨公債の発行に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために、予算をもつて国会の議決を経た金額の限度内において政府は外貨公債を発行することができるなどとしたそととするもの

であります。また、本公債の消化を円滑にするため、その利子及び償還差益と。

に対する租税その他の公課につきましては、非課税措置を講ずるとともに、本公債の発行による収入金を産業投資特別会計の歳入に受け入れることとする等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律に基づきまして昭和三十八年度において六千万ドルの外貨公債の発行が予定されておりますが、この発行収入金は産業投資特別会計から日本開発銀行及び日本道路公团に対して貸し付けられることとなつております。

この法案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、討論に入りましたが、日本社会党を代表して坪野米男委員は本案に反対の旨を述べられ、また、自由民主党を代表して伊藤五郎委員は本案に賛成の旨を述べられました。続いて、採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決となりました。

次に、国税定率法等の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における経済情勢の変化に対応する等のため、關稅

法、關稅定率法及び關稅暫定措置法の

一部について、おおむね次のような改正を行なうこといたしております。

まず第一に、御承知の通り、わが國の現行關稅率表は、一昨年全面改正が行なわれ、昨年再び貿易自由化の練り上げ等に伴い、その一部について改正が行なわたるものですが、今回さらにその後の経済情勢等の変化に伴

い、關稅率の調整を必要とされる三八品目について、稅率の引き上げまたは引き下げを行なうほか、關稅割当制度適用品目の変更等を行なうこととしております。

また、これららうち、石油の關稅率につきましては、国内石炭対策の一環として向こう一年間に限り次のようない暫定措置を講ずることとしておりま

す。すなわち、原油につきましては、基本稅率を一キロリットル当たり五百三十円から六百四十円に引き上げますとともに、重油につきましてもこれに準じて従価換算二%相当額を引き上げることといたしております。

なお、ただいま申し上げました通り可決となりました。

この法律案は、産業投資特別会計の運営上、エネルギー源としての石炭産業の保護をはかることを目的としたのでありますので、本年四月一日から一年間に限り、石炭の長期引き取りを行

なつている電力業及び鉄鋼業が消費する重油につきましては、従来から行なっている還付制度のほか、今回の引

き上げ分に相当する額についても、負担増加の額を限度として特別に還付す

ることとし、実質的に稅率引き上げの影響が及ばないようにすることとしたとしております。

第二に、ガットの締約国である外国が、国内産業の保護等をはかるため、わが国の輸出品に対して關稅率を引き上げる等の緊急措置をとった場合に

は、わが国においてもこれに対抗する措置をとることができますので、法律の定める要件に従い、政府限りでは緊急に行なう必要がありますので、措置をとることができることがあります。

第三に、スボーツを通じての国際親善に資するため、オリンピックを初めて開催するエネルギー源としての石炭産業として国際的規模で催される一定の運動競技会において使用される物品につ

いて、本年三月末に期限が到来する重要な機械類等の暫定免稅規定の適用期限をさらに一年間延長することとも

に、市町村の設置いたしますごみ焼却設備用物品のうち、日本での製作が困難なものについて免税措置を講ずるほか、現在暫定稅率が適用されている物

品のうち一部について、その適用期限をさらに一定期間延長することといたしてしております。

第五に、特定の用途に供することを条件に、特に關稅を減免している原物料品を使用して製造した製品の検査方法を実態に即して若干緩和する反措ける等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

第六に、本案につきましては、審議の結果、本案につきましては、審議の結果、本二十六日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して武藤山治君より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

第三に、スボーツを通じての国際親善に資するため、オリンピックを初めて開催するエネルギー源としての石炭産業として国際的規模で催される一定の運動競技会において使用される物品につ

いて、本年四月一日から一年を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、國立病院の施設の整備を促進するため、これに必要な資金

をこの会計の負担において借り入れることができるところとともに、その限度額については、予算をもつて国會の議決を経なければならないこととしようとするものであります。

従来、国立病院は、毎年度一般会計からの繰り入れにより、その整備拡充を行なって参りましたが、これだけでは必ずしも十分とは言いがたいので、一般会計からの繰り入れのほか、借入金の道を開き、もって、近代的、能率的施設の整備を促進しようとするものであります。

本案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

最後に、中小企業高度化資金金融通特別会計法案について申し上げます。

中小企業近代化資金助成法第三条により、中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対しまして、政府はその事業に必要な資金の一部を貸し付けることとしておりますが、この法律案は、その貸付に関する総理を新たに特別会計を設け、特別会計の運営上必要な会計の手続を定めることといたしております。この会計は、通商万ドルを発行したのであるが、今後は

産業大臣が管理することとしておりますが、昭和三十八年度における高度化資金付金として二十三億円を計上いたします。

本案は、当委員会において審議の後、本日、質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 四案中、外貨公債の発行に関する法律案及び関税税率法等の一部を改正する法律案につき、討論の通告があります。これを許します。坪野米男君。

【坪野米男君登壇】  
坪野米男君登壇  
表して、ただいま議題となりました外貨公債の発行に関する法律案及び関税税率法等の一部を改正する法律案について反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

まず最初に、外貨公債の発行に関する法律案について反対の理由を述べます。政府は、さきに昭和三十三年度において生産投資特別会計の貸付の財源に充てるため、戦後最初の米貨公債三千五百億円を計上しましたところ、本年度末までは、将来の償還を考慮して、産投会計の財源として三百三億円を外貨公債によってまかなおうとしておるのであります。

およそ外貨公債の発行は、内国債と異なり、国民経済的には純債務となるのであります。かかる借金政策は、一時的にはともかく、長期的には元利金支払いの負担となつて国際収支を圧迫する要因となるものでありますから、相当慎重を要するところであります。

そこで、われわれ社会党が本法案に反対する第一の理由は、今回の外貨公債の発行に道を開いたり政策の手段、すなわち借金政策であり、事実上の国債発行に道を開いたり政策の手段、すなわち借金政策であり、従来堅持してきた健全財政の線を突きくずして、インフレによる大衆収奪の懸念が濃厚に出てきたからであります。

池田内閣は、党内派閥の実力者や財界を初めとする党外の圧力団体に突き上げられて、二兆八千五百億円といふ超大型予算をでっち上げたのであります。昭和三十七年度の税の自然増収分をほとんど食いつぶして第一次補正

毎年度ある程度外貨公債を発行し得る見通しを得たので、今回本法律案に

法とせず、今後産投会計の貸付財源に充てるために、予算をもつて国会の議決を経た金額の限度内で外貨公債を発行することができる」としよろこびます。

予算を組み、使途不明の産投会計の資金に三百五十億円を繰り入れ、また昭和三十八年度においても、一般会計から産投会計の歳入に四百九十七億円を計上いたします。

予算を組み、使途不明の産投会計の資金に三百五十億円を計上しても、一般会計から産投会計の歳入に四百九十七億円を計上しても、一般的な経費に用いることは断じて許されないことがあります。ところが、今回の外債発行は、さきに述べたように、一般会計に目一ぱいの費用を充てたしりが産投会計の財源難となり、さらにはガリオア・エロア対米債務の支払いを産投会計から行なうために、産投会計の資金不足となり、これを外債で支払うとするものでありますから、事実上の債券発行となつてゐるのであります。

予算を組み、使途不明の産投会計の

予算を組み、使途不明の産投会計の

予算を組み、使途不明の産投会計の

予算を組み、使途不明の産投会計の



そもそも、資本蓄積の不足しておる日本経済の安定成長をはかるためには、国内の内外にわたって資金を調達することが必要であります。すなわち、国内資本の不足を補うといふ観点に立つた場合には、現在の日本は、道路、港湾等の整備等、社会資本の充実や電力等の基幹産業の強化を早急にはることが必要であります。これに要する資金の一部を長期安定した外資によって調達することは、最も望ましいところであります。(拍手)また、經濟成長のささやきとなる国際取引の改善を考えます場合にも、長期安定した国際取引改善に寄与するところ大なるものがあると考えられます。さらには、国際経済社会の一員として、国際経済交流を促進するためにも、外資の導入は望ましいところであります。従いまして、社会資本の充実、基幹産業の強化が強く要請されております。今日、また、貿易の自由化、為替の自由化を推進している現在、はたまたOECD加盟を目標として、国際経済社会の一員として活躍せんとしている日本の日本におきまして、外資の導入を一そく促進せんとすることは、きわめて

時宜を得た政策といわなければなりません。(拍手)

このよろづ外資導入の一環としての外債発行につきましては、昭和三十四年、米国市場で産業投資特別会計負担で戦後最初の外貨公債が発行されて以来今日まで、日本電電公社債及び日本開発銀行債の政府保証外貨債が、すでに五回にわたって発行されております。すなわち、昭和三十四年には三千万ドルの産投会計外貨公債が発行されました。すなわち、昭和三十六年には日本電電公社債並びに日本開発銀行債、合わせて四千万ドル、三十七年には開銀債、電債、合わせて五千七百五十万ドルを発行しております。この間に、外債の発行額は、当初の長期債発行額から最近に至るに従つて着実な増加を示しておなります。また、発行条件も回を重ねるごとに徐々に向上しておりますのであります。この間、民間企業による米国市場での発行も徐々に増加している現状にあります。また、昭和三十七年一月に西独市場で発行された大阪市マーケット債は、欧州市場における日本の外債発行の道を開いたものであります。

かように、日本の外債が世界の各市場で発行され、また、その発行額が徐々に増大しつつありますことは、国際経済社会、特に海外資本市場における日本の信用が向上し、今やゆるぎないところになりつつあることを示す確たるものに喜ばしいことといわなければなりません。(拍手)今後も海外資本市場における日本の信用をますます高めながら、海外起債市場に進出して外債を発行し、国内資本の充実をはかり、国際取引の変動に対処することは、わが國経済運営上きわめて肝要と存ずるのです。(拍手)ことに、今回の外債公債の発行によって得られた資金は、産業投資特別会計の原資として、開発銀行や道路公団に対する貸付等、現下の日本の産業経済の飛躍的発展のために、最も緊要な方面に有効に使用されることになつておるのでありますから、この法律案に反対する理由は、うもないであります。(拍手)

しかし、もしも、この外貨公債がアメリカにおいて発行を予定されておるゆえをもつて、日本の対米資本從属の強化と曲解するがごとき論者ありいたしますならば、国際金融経済の実情に全く通じざる無知の議論か、あえて現実に目をおおう曲論と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)また、外貨公債の発行は健全財政主義に反対しておりますが、これは関税率が置かれ、発行が放漫となるおそれも提となるとの見解もありますが、外貨の性格を異にし、その発行額は、起債市場の消化力によっておのずから限度があり、また、外貨公債の発行によっておのずから限度が置かれ、発行が放漫となるおそれも少なく、また、外貨公債の発行によって現実に外貨資本が調達されるのでありますから、この意味でも内国債の発行は、確かに得たものでないことは明らかであると思います。(拍手)

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案についてでございますが、この法律案の内容は、第一に、經濟情勢の変化に則応する三十八品目の關稅率の改正、第二に、特に石炭対策のための還付制度の拡充等、第三に、本年三月末日で適用期限の切れる重要機械類、給食用脱脂粉乳等の暫定免税その他の措置の延長、第四に、外国がわが國の輸出品に対して緊急關稅を設けたこととしておりまして、また、必要な事態が生ずれば、政府は、緊急關稅の発動も考慮しておることはもちろんあります。

今回の措置によつて、差益納付といつた變則な方法も不必要となりますし、また、今回の措置は、消費者、生

産者双方の利益を勘案し、かつ、世界の大勢である自由化の線にも沿うものでありまして、まことに適切妥当な措置と考るものであります。

以上の観点から、私は、両法律案に對して満腔の贊意を表するものであります。

○副議長(原健三郎君) 起立 多数。

これももつて、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

法案及び外貨公債の発行に関する法律案及び閑税定率法等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたしました。

次に、中小企業高度化資金融通特別会計法案につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り可決認めます。よつて、日程は追加せられました。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案、右両案を一括して議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の通り可決いたしました。

昭和三十八年二月十三日  
内閣総理大臣 池田 駿人

国会に提出する。

右

戦地に準ずる地域(以下「準戦地」という。)における勤務を除く。(政令で定める勤務を除く。)に従事中のものとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

第一項に次の二号を加える。

第一の二 第二条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者とみなされる者が抑留期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかる場合。ただし、厚生大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかるものと同視することを相当と認めたときに限る。

第三条第一項に次の二号を加える。

四 前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて変更地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭

報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同号に規定する勤務に就いていたものは、その抑留されていた間限り、同号に該当するものとみなす」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

六 戰地に準ずる地域(以下「準戦地」という。)における勤務を除く。(政令で定める勤務を除く。)に従事中のものとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

第一項に次の二号を加える。

第一の二 第二条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者とみなされる者が抑留期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかる場合。ただし、厚生大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかるものと同視することを相当と認めたときに限る。

第三条第一項に次の二号を加える。

四 前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて変更地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭

ばら從事中の南滿洲鐵道株式会社(南滿洲鐵道株式会社に関する件(明治三十九年勅令第百四十二号))に基づいて設立された会社をいう。の職員及び政令で定めるこれに準ずる者

第三条第二項中「第一号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

第四条第二項中「第二十三條第一項第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改め、同条第三項中「軍人軍属」の下に「(帰還を含む)」を加え、「復員」に掲げる者を除く。」を、「復員」の下に「(帰還を含む)」を加え、「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

第一の二 第二条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者とみなされる者が抑留期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかる場合。ただし、厚生大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかるものと同視することを相当と認めたときに限る。

第四条第四項第一号中「疾病にかかる場合」を「疾病にかかる場合」に改め、ただし書を削る。

第二十三条第一項第三号中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改め、同条第二項中「通して五年間に限り、」を削る。

第二十五条第三項中「次の各号」を「第一項各号」に改め、各号を削る。

四 もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前二号に掲げる者の業務と同様の業務にもつて務に就いていたことにより昭

号」を「第一項各号」に改める。

第三十条第三項中「始める」を「始め、権利が消滅した日の属する月で終わる」に改め、同条第五項を削る。

第三十一条第四号中「(これらの者が準軍属又は準軍属であつた者の遺族であるときは、同条第三項各号)」を削る。

第三十四条第二項ただし書及び

第三項ただし書中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十

月八日以後において死亡した

準軍属又は準軍属であつた者

(昭和十六年十二月八日前に死

亡したことが、昭和二十年九月

二日以後において認定された者

を含む)の遺族には、弔慰金を支給する。

第三十四条第六項から第八項

までを削る。

第三十七条第一項中「第五項か

ら第七項まで」を「第五項」に改め

る。第四十九条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第四十九条の二 第一条第一項第

四号、第三項第六号若しくは第

五項、第三条第二項、第四条第

五項又は第三十四条第二項第一

号の規定に基づく政令の改正に

より新たに障害年金、障害一時

金、遺族年金、遺族給与金又は

弔慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令で、当該障

害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができる。

第三十四条第二項(前項の規定によ

ること)を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一

部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)

の一部を次のように改正する。

第一十四条の次に次の二条を加える。

(療養手当の支給)

第二十四条の二 厚生大臣は、引き続き一年以上上病院又は診療所に収容されて第十八条の規定による療養の給付(前条の規定による療養費の支給を含む)を含む)の遺族には、弔慰金を支給する。

第三十四条第六項から第八項

までを削る。

第三十七条第一項中「第五項か

ら第七項まで」を「第五項」に改め

る。第四十九条の次に次の二条を加える。

2 療養手当の月額は、二千円と

その者の申請により、療養手当の支給する。

3 療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の申請をした日の属する月の翌月から

始めて、その者が長期入院患者でなくなつた日の属する月で終わる。

4 長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年

金その他これらに相当する年金たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その

支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

第二十五条中「前条の規定によ

る療養費の支給を含む。以下同じ。」を削る。

第二十八条中「及び障害一時金」を「並びに療養手当及び障害一時金」に改める。

第三十条中「療養の給付等」を「療養の給付及び障害一時金の支給」に改める。

(未帰還者に関する特別措置法の一

部改正)

第三条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(未帰還者とみなす者)

第三十三条の二 次に掲げる者であつて未帰還者でないものは、このとおり。

第三十三条の二に掲げる者であつて未帰還者でないものは、このとおり。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

第三十三条の二に掲げる者は、この限りでない。

七条第一項及び第二項、第十三

かたと認められる者及び同

日本において自らの意思に

より本邦に在つた者を除く)

支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

第二条第一項第二号に規定す

る地域(中國本土の地域を除く)又は前号の政令で定め

る地域内においてそれぞれ昭

和二十年八月九日又は同号の

政令で定める日前に生存して

いたと認められる資料がある

が、それぞれこれらの日以後

生存していたと認められる資

料がない者で、諸般の事情か

らみて同日以後に死亡したと

推測されるもの)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、

第二条、第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(遺族援護法第二条等の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者

害年金、遺族等援護法(以下「遺族援護法」といふ)第二条第一項及び第三項第三号並びに第三

二項、第三条、第四条第四項、第

二十三条第一項第三号並びに第三

四条第二項及び第三項の規定の

改正により軍人軍属たるによる障

害年金、遺族年金又は軍人軍属若

しくは軍人軍属であつた者の遺族

による弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律

による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、同法第七条

第三項及び第四項、第二十三条第

二項第三号並びに第二十五条第三

項中「昭和二十四年一月一日」とあ

るものは「昭和三十八年十月一日」と、同法第十一條第三号及び第二

十九條第三号中「昭和三十三年十

二月三十一日」とあるものは「昭和三



十年法律第百四十四号)の一部を改正する。

附則第十一項中「第三十四条第五項から第七項まで」を「第三十四条第五項」に改める。

附則第十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」との下に「、第十九条第一項第二号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」との下に「、第十九条第一項第二号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」とあるのは昭和二十八年四月二日」とを加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付)

#### 第九条 この法律による遺族援護法

第二条 第三条、第四条第四項及び第二十三条第一項第三号の規定

の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)であつたことに

よる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給付金又は、戦傷病者戦没者等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受けた者は、戦傷病者戦没者等の妻に対する特別給付金を有するに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第二号)の適用については同法第二条に規

定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

附則第十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」との下に「、第十九条第一項第二号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」とあるのは昭和二十八年四月二日」とを加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付)

#### 第九条 この法律による遺族援護法

第二条 第三条、第四条第四項及び第二十三条第一項第三号の規定

の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷

又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情

にある者を含む。)であつたことに

よる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給付

金又は、戦傷病者戦没者等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受けた者は、戦傷病者戦没者等の妻に対する特別給付金を有するに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第二号)の適用については同法第二条に規

定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

附則第十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」との下に「、第十九条第一項第二号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「昭和二十八年四月一日」とあるのは昭和二十八年四月二日」とを加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付)

#### 第九条 この法律による遺族援護法

第二条 第三条、第四条第四項及び第二十三条第一項第三号の規定

の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷

又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情

にある者を含む。)であつたことに

よる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給付

金又は、戦傷病者戦没者等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受けた者は、戦傷病者戦没者等の妻に対する特別給付金を有するに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第二号)の適用については同法第二条に規

情にある者を含む。)であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けける権利を有する者をいう。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む。)であつたことにより支給される遺族年金に準ずべき者(戦時又は事変に

は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行な付金を支給する。

二 特別給付金の額及び記名国債の交付

は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行な付金を支給する。

三 戰没者等の妻には、特別給付金を支給する。

四 遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)附則第一号)に規定により支給される遺族年金

は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行な付金を支給する。

三 戰没者等の妻には、特別給付金を支給する。

四 特別給付金の額及び記名国債の交付

は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行な付金を支給する。

五 戰没者等の妻には、特別給付金を支給する。

六 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であった者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に對し、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

四 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

五 前四項に定めるものほか、第二項の規定によつて発行する国債について、政令で定める場合を除くか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができる。

六 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であった者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に對し、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

七 特別給付金を受ける権利の受継第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

八 前項の場合において、同順位の相続人が數人あるときは、その一

人のした特別給付金の請求は、全員のためにこの全額につきしたものとみなし、その一人に対しても特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

## (時効)

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないとときは、時効によつて消滅する。

## (時効の中止)

(譲渡又は担保の禁止) 第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止) 第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押さることができない。

## (非課税)

第十一条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができる。

四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

## (国債の償還金の支払)

第十二条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対する支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大臣と協議して定める。

5 前三项に定めるもののほか、第

(権限の委任) 第十二条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めることにより、都道府県知事その他郵政省令で定める。

第二十一条 この法律により厚生大臣

に属する権限は、政令で定めること

により、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

戰没者等の妻の置かれている特別事情にかんがみ、特別給付金を支

## (省令への委任)

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

## (附則)

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(施行期日)

## 〔報告書は会議録追録に掲載〕

## 〔井村重雄君登壇〕

○井村重雄君　ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申

し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等に対し、従来譲ぜられて参りました各般の援護策についての不均衡、不十分な点を改め

て、遺族等の待遇の改善をはかるとともに延長いたしております。

第二に、未帰還者留守家族等援護法について、退職後死亡の場合の年限を

二年以内、結核等によるときは六年以上

を本法の対象に加えたことございま

る。第三点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第四点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第五点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第六点は、軍の指揮監督のもとに、事

業上軍と同様の勤務に従事していた南

満州鉄道株式会社の職員等を軍属とし

て、障害年金、遺族年金等を支給することにいたしましたのでございます。

第二点は、軍の指揮監督のもとに、事

業上軍と同様の勤務に従事していた南

満州鉄道株式会社の職員等を軍属とし

て、障害年金、遺族年金等を支給することにいたしましたのでございます。

第三点は、軍の指揮監督のもとに、事

業上軍と同様の勤務に従事していた南

満州鉄道株式会社の職員等を軍属とし

て、障害年金、遺族年金等を支給することにいたしましたのでございます。

第四点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第五点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第六点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第七点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

まして年金化するほか、準軍属の障害年金、遺族給与金等の支給事由にかかる戦時災害の要件を撤廃して、軍人軍属と準軍属との間の著しい不均衡を是正することといたしましたのでございます。

第二点は、軍の指揮監督のもとに、事

業上軍と同様の勤務に従事していた南

満州鉄道株式会社の職員等を軍属とし

て、障害年金、遺族年金等を支給することにいたしましたのでございます。

第三点は、軍の指揮監督のもとに、事

業上軍と同様の勤務に従事していた南

満州鉄道株式会社の職員等を軍属とし

て、障害年金、遺族年金等を支給することにいたしましたのでございます。

第四点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第五点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第六点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第七点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第八点は、特別弔慰金の支給要件

を本法の対象に加えたことございま

る。第九点は、特別弔慰金の支給要件

を支給する必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

第三点は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の

実施のための手続その他その執行

について必要な細則は、厚生省令

で定めます。社会労働委員会理事井村

重雄君。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告

を求めます。社会労働委員会理事井村

重雄君。

〔井村重雄君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

〔井村重雄君登壇〕

。

者を新たに法の対象に加え、厚生大臣が戦時死亡宣告の申して立てを行なうことができるなどいたしておるのであります。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案について申し上げます。

本案は、戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみまして、今回特別給付金を支給しようとするものでございます。

そのおもな内容の第一は、昭和十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であつたことにより、本年四月一日において旧軍人、旧準軍人または旧軍属にかかる公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金、もとの陸海軍の雇用入等にかかる旧令共済殉職年金等を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することとあります。

第二に、特別給付金の額は二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付することとし、この国債は無利子としております。

第三に、特別給付金を受ける権利は譲渡を禁止しておりますが、相続についてはこれを無条件に認めるとともに、国債についても、民法の原則によ

り相続人が受継することといたしておられます。

その他、特別給付金についての時効、差し押さえの禁止、非課税、実施機関等、所要の事項について規定を設けております。

両法案は、二月十三日及び本月七日それぞれ本委員会に付託となり、本日、質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

なお、両法案については、自由民主党、日本社会党、民主社会党的三党共同提案をもつて、それぞれ附帯決議を付することに決しました。詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしとの通り可決いたしました。

| 出席国務大臣 |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 池田 勇人君 |
| 外務大臣   | 大平 正芳君 |
| 農林大臣   | 田中 角榮君 |
| 厚生大臣   | 西村 英一君 |
| 自治大臣   | 篠田 弘作君 |

| 出席政府委員   |        |
|--|--------|
| 内閣法制局長官  | 林 修三君  |
| 外務省アジア局長   | 後宮 虎郎君 |
| 通商産業政務次官   | 廣瀬 正雄君 |
| (政府委員自然消滅通知要領)   |        |
| 一、去る二十二日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれを自然消滅になつた旨の通知を受け領した。 |        |
| 佐藤 基   | 大蔵委員   |
| 古川 丈吉君   | 古川 丈吉君 |
| 森 清君   | 森 清君   |
| 伊藤卯四郎君   | 伊藤卯四郎君 |
| 井端 繁男君   | 井端 繁男君 |
| 米田 吉盛君   | 米田 吉盛君 |
| 長谷川 嶽君   | 長谷川 嶽君 |
| 上村千一郎君   | 上村千一郎君 |
| 浦野 幸男君   | 浦野 幸男君 |
| 田川 誠一君   | 田川 誠一君 |
| 田中 榮一君   | 田中 榮一君 |
| 宇都宮徳馬君   | 宇都宮徳馬君 |
| 川村善八郎君   | 川村善八郎君 |
| 森下 國雄君   | 森下 國雄君 |
| 井村 重雄君   | 井村 重雄君 |
| 赤城 宗徳君   | 赤城 宗徳君 |
| 草野一郎平君   | 草野一郎平君 |
| 笠本 一雄君   | 笠本 一雄君 |
| 伊藤 梶君  | 伊藤 梶君  |
| 上林山榮吉君   | 上林山榮吉君 |
| 南條 德男君   | 南條 德男君 |
| 森 清君   | 森 清君   |
| 上村千一郎君   | 上村千一郎君 |

| 出席政府委員   |        |
|--|--------|
| 内閣法制局長官  | 林 修三君  |
| 外務省アジア局長   | 後宮 虎郎君 |
| 通商産業政務次官   | 廣瀬 正雄君 |
| (政府委員自然消滅通知要領)   |        |
| 一、去る二十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれを自然消滅になつた旨の通知を受け領した。 |        |
| 佐藤 基   | 大蔵委員   |
| 古川 丈吉君   | 古川 丈吉君 |
| 森 清君   | 森 清君   |
| 伊藤卯四郎君   | 伊藤卯四郎君 |
| 井端 繁男君   | 井端 繁男君 |
| 米田 吉盛君   | 米田 吉盛君 |
| 長谷川 嶽君   | 長谷川 嶽君 |
| 上村千一郎君   | 上村千一郎君 |
| 浦野 幸男君   | 浦野 幸男君 |
| 田川 誠一君   | 田川 誠一君 |
| 田中 榮一君   | 田中 榮一君 |
| 宇都宮徳馬君   | 宇都宮徳馬君 |
| 川村善八郎君   | 川村善八郎君 |
| 森下 國雄君   | 森下 國雄君 |
| 井村 重雄君   | 井村 重雄君 |
| 赤城 宗徳君   | 赤城 宗徳君 |
| 草野一郎平君   | 草野一郎平君 |
| 笠本 一雄君   | 笠本 一雄君 |
| 伊藤 梶君  | 伊藤 梶君  |
| 上林山榮吉君   | 上林山榮吉君 |
| 南條 德男君   | 南條 德男君 |
| 森 清君   | 森 清君   |
| 上村千一郎君   | 上村千一郎君 |

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員 伊藤 梶君

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

草野一郎平君 笠本 一雄君

伊藤 梶君

赤城 宗徳君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めるの件

（常任委員辞任）

する協定の締結について承認を求めるの件

常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員 伊藤 梶君

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

草野一郎平君 笠本 一雄君

伊藤 梶君

赤城 宗徳君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

（常任委員辞任）

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員 伊藤 梶君

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

草野一郎平君 笠本 一雄君

伊藤 梶君

赤城 宗徳君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

宇都宮徳馬君

川村善八郎君

森下 國雄君

井村 重雄君

赤城 宗徳君

草野一郎平君

笠本 一雄君

伊藤 梶君

上林山榮吉君

南條 德男君

森 清君

上村千一郎君

浦野 幸男君

田川 誠一君

田中 榮一君

|                                    |                                      |                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 予算委員                               | 大上 司君 古川 丈吉君                         | 一、去る二十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。    |
| (常任委員補欠選任)                         | 仮谷 忠男君 羽田武嗣郎君                        | 池田正之輔君 森下 國雄君                        |
| (常任委員補欠選任)                         | 松浦周太郎君 赤城 宗徳君                        | 赤城 宗徳君 森下 國雄君                        |
| (常任委員補欠選任)                         | 一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。     | 一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。     |
| 農林水産委員                             | 高橋 等君                                | 高橋 等君                                |
| 内閣委員                               | 上林山榮吉君                               | 上林山榮吉君                               |
| 外務委員                               | 草野一郎平君 笹本 一雄君                        | 草野一郎平君 笹本 一雄君                        |
| 災害対策特別委員                           | 田中 築一君 浦野 幸男君                        | 田中 築一君 浦野 幸男君                        |
| 石炭対策特別委員                           | 田川 誠一君 井村 重雄君                        | 田川 誠一君 井村 重雄君                        |
| 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 米田 吉盛君                               | 米田 吉盛君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 上村千一郎君                               | 上村千一郎君                               |
| (議案付託)                             | 森下 國雄君                               | 赤城 宗徳君                               |
| 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 池田正之輔君                               | 有馬 英治君                               |
| (議案付託)                             | 金丸 信君                                | 木村 守江君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 大蔵委員                                 | 藏内 修治君                               |
| 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 森 清君                                 | 齋藤 邦吉君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 社会労働委員                               | 安藤 直藏君                               |
| 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 伊藤卯四郎君                               | 北山 愛郎君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 商工委員                                 | 小川 平二君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 井端 繁男君                               | 竹山祐太郎君                               |
| 衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) | 井端 繁男君                               | 島上善五郎君                               |
| (特別委員補欠選任)                         | 伊藤卯四郎君                               | 伊藤卯四郎君                               |
| (災害対策特別委員)                         | 一、去る二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。    | 一、去る二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。    |
| 特定産業振興臨時措置法案                       | 一、昨二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。          | 一、今二十六日、議員から提出した議案は次の通りである。          |
| 社会労働委員会 付託                         | 案は次の通りである。                           | 案は次の通りである。                           |
| 社会労働委員会 付託                         | 中高年齢者雇用促進法案(村尾重雄君提出、參法第二号)(予)        | 中高年齢者雇用促進法案(村尾重雄君提出、參法第二号)(予)        |
| 社会労働委員会 付託                         | 内閣提案                                 | 内閣提案                                 |
| 社会労働委員会 付託                         | 訴訟費                                  | 訴訟費                                  |
| 社会労働委員会 付託                         | 船舶職                                  | 船舶職                                  |
| 社会労働委員会 付託                         | 案                                    | 案                                    |
| 地方選挙の公明を期する決議案(青木正君外二十六名提出)        | 一、去る二十二日、予備審査のため参考院から送付された次の議案を受領した。 | 一、去る二十二日、予備審査のため参考院から送付された次の議案を受領した。 |
| (議案受領)                             | 安藤 覧君 小川 平二君                         | 安藤 覧君 小川 平二君                         |
| 予算委員                               | 森下 國雄君 上林山榮吉君                        | 森下 國雄君 上林山榮吉君                        |
| (常任委員死去)                           | 赤城 宗徳君 松浦周太郎君                        | 赤城 宗徳君 松浦周太郎君                        |
| (常任委員死去)                           | 羽田武嗣郎君 仮谷 忠男君                        | 羽田武嗣郎君 仮谷 忠男君                        |
| (議案提出)                             | 有馬 英治君 鹿谷 直藏君                        | 有馬 英治君 鹿谷 直藏君                        |
| (議案提出)                             | 木村 守江君 齋藤 邦吉君                        | 木村 守江君 齋藤 邦吉君                        |
| (議案提出)                             | 藏内 修治君 北山 愛郎君                        | 藏内 修治君 北山 愛郎君                        |
| 中高年齢者雇用促進法案                        | 一、昨二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。   | 一、昨二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。   |
| (議案受領)                             | 中高年齢者雇用促進法案                          | 中高年齢者雇用促進法案                          |
| 木正君外二十六名提出                         | 一、去る二十二日、予備審査のため参考院から送付された次の議案を受領した。 | 一、去る二十二日、予備審査のため参考院から送付された次の議案を受領した。 |
| (議案受領)                             | 木正君外二十六名提出                           | 木正君外二十六名提出                           |

、昨二十五日、予備審査のため内閣提出第一五二号(予)付託された。

採石法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)付託  
(条約送付)

、去る二十二日、参議院に送付した  
条約は次の通りである。

關稅及び貿易に関する一般協定に附  
属する第三十八表(日本國の譲許表)  
に掲げる譲許を修正し、又は撤回す  
るためにアメリカ合衆國等との交渉  
の結果に關する諸文書の締結につい  
て承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二十二日、參議院に送付した  
本院提出案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に  
關する法律等の一部を改正する法律  
案

一、去る二十二日、參議院に送付した  
内閣提出案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正  
する法律案

船舶職員法の一部を改正する法律

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案

電波法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

国会議員の歳賃、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案

電波法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び日本住宅公团法の一部を改正する法律案

オリエンピック東京大会の準備等のため必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本学校給食会法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

内閣提出案を可決した旨参議院に通した。

本院議員提出案を参議院に送付した。

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外八名提出)

国会議員の歳賃、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(条約通知)

一、去る二十二日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件

天童川上流治水計画に関する質問主意書(中島巣君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天童川上流治水計画に関する質問主意書(中島巣君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天童川上流治水計画に関する質問主意書(中島巣君提出)

一、去る二十二日、提出した緊急質問はは次の通りである。

天童川上流治水計画に関する緊急質問(兒玉木男君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(兒玉木男君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は韓国の軍政延長と日韓会談に関する緊急質問(松本七郎君提出)

(議案通知)

内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

本件の要旨及び目的

石炭鉱山の保安の確保に関する現地監督体制の整備確立を図るためにタオリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(質問書提出)

一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(質問書提出)

一部を改正する法律案

規定期に基づき、鉱山保安監督署の

設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

本件の要旨及び目的

石炭鉱山の保安の確保に関する現地監督体制の整備確立を図るためにタオリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(質問書提出)

一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(質問書提出)

一部を改正する法律案

規定期に基づき、鉱山保安監督署の